

国づくりと研修

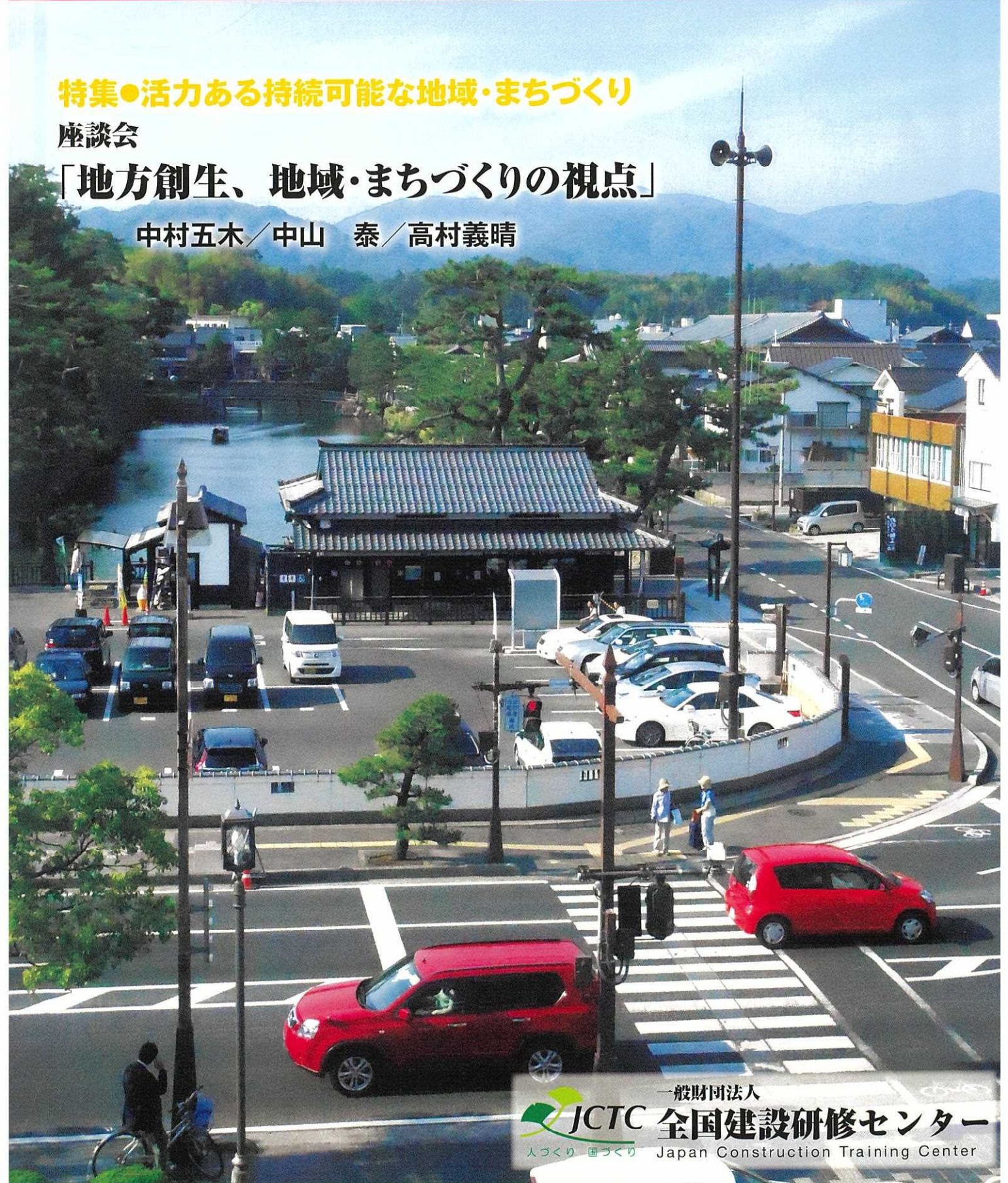
vol.
134
2015.9

特集●活力ある持続可能な地域・まちづくり

座談会

「地方創生、地域・まちづくりの視点」

中村五木／中山 泰／高村義晴





ここがポイント

効果的な演習・討議・見学
時代に即した教科目と充実した講師陣
スキルアップに加え相互啓発効果
国・自治体・民間が研修を積極的に活用

センター研修のご案内

半世紀にわたる実績

— 設立以来、全国から19万人を超える方々が受講 —

一般財団法人全国建設研修センターは、1962年地方公共団体職員の技術力向上を主目的として全国知事会の出資により設立されました。その後、民間建設技術者を対象とした研修も発足させ、研修の強化・拡充を図り、設立以来、全国から19万人を超える方々が受講され、研修機関として厚い信頼をいただいています。

当センターの研修は、全国知事会、全国市長会、全国町村会の後援、また多くの民間団体との共催・後援を得て実施しています。

平成27年度の研修

— 多様なニーズに即した99コースの実践的研修 —

事業監理、施工管理、土質・土壌、防災、トンネル、土地・用地、河川・ダム、砂防・海岸、道路、橋梁、都市、建築の12部門、99コースをご用意しています。

<新規コース>

1. 担い手3法と発注事務
2. 道路橋点検フィールド実習
3. コンパクトシティ
4. 建築設備(機械)改修
5. 建築設備工事監理

※本誌p42～p43に「平成27年度研修計画」を掲載。



研修受講者の声

- 実例を題材とした工法について専門家の生の声を聞くことができたうえ、討議により疑問点がその場で解決できた。
- 研修テーマに沿った概要の講義から、事例紹介、演習、現地研修、課題討議・発表と多くの内容が盛り込まれており大変有義であった。
- これからもチャンスがあれば是非研修に参加し、少しでも技術者として成長していきたい。
- 講義の順番や内容が上手く作られており、他の職員にも自信を持って勧めることができる。
- 合宿のような共同生活をすることで意見交換ができ、人脈という大きな財産が得られた。



継続教育 (CPD)

当センターの研修は、研修内容に応じて、「土木学会」、「日本都市計画学会」、「地盤工学会」、「土質・地質技術者生涯学習協議会」、「建設コンサルタンツ協会」、「全国土木施工管理技士会連合会」等におけるCPD単位取得対象プログラムとして認定されています。

■お問合せ先

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL : 042-324-5315 FAX : 042-322-5296

URL : <http://www.jctc.jp/>

特集 活力ある持続可能な地域・まちづくり

座談会

4 地方創生、地域・まちづくりの視点

中村五木 天草市長 / 中山 泰 京丹後市長 / 高村義晴 日本大学理工学部教授



座談会

論稿

15 発明なくして地方創生なし 連鎖と循環による新しい都市計画手法を探して

(株)ワークヴィジョンズ代表取締役 西村 浩

20 脱・シティプロモーション

内に向けたアプローチによるブランディングで地域を元気に

ビズデザイン(株)代表取締役 木村 乃

24 縮小社会における開発に有効な5つの経営手法

(一社)エリア・イノベーション・アライアンス代表理事 木下 斉



わいわい!! コンテナプロジェクト

30 地方自治体の歳入拡大の取組み

持続的な財政経営をめざして

(一財)地域開発研究所上席主任研究員 牧瀬 稔

34 CLOSE UP 人づくり

長崎県 大村市

37 センター通信/建設研修

地域の浸水対策研修

40 書籍紹介

『公共施設の再編—計画と実践の手引き』

41 業務案内

「技術検定試験」 / 「建設研修」 / 「建設業法等の出張講習」 / 「刊行図書」 / 「監理技術者講習」



地域の浸水対策研修

まちづくりの視点

高村 先日、グローバルビジネス学会が開催され、シンポジウムや研究発表があったのですが、「国が資金を留意して地方による地域活性化や地方振興を誘導するといった政策は、これまでも何回もあったが、はたしてそこから、いまに生きる知恵がもたらされたのか」という意見が出ました。それぞれの地域が力を結集して、新しい取り組みを積み重ね、知の体系を築いていかなければ、五年、一〇年経ったときに、「昔あんな政策があったけれど、何が残っている？」ということになりかねません。

地域の生存そのものが危うくなるいま、もはや小手先の手法ではいかんとも仕方なく、地域それぞれに生き方そのものを見つめ直す必要があります。今回の地方創生は、そのためのほとんど最後の契機となるものであり、その成果をこの国の経験値として積み上げられるかが、問われます。

今年度内に、各自治体で地方版の総合戦略をつくることになっていますが、今日はお二人の市長に「地方創生、地域・まちづくりの視点」というテーマで、地域の事情や問題、どんなことに取り組まれているのか、どんなことを考えなくてはいいけないのか、お話ししていただきたいと思っています。

天草の豊富な農産物と水産資源、観光

高村 最初に、中村市長から、天草の特性の紹介から始めていただけますか。

中村 熊本県でも一番南西部に位置するのが天草市です。平成一八年三月二七日に二市八町の合併で誕生しました。天草市は周囲を美しい海に囲まれた上島、下島といくつかの離島で構成され、中心は旧本渡市です。熊本県の四五の市町村の中では、六八三平方キロと最大の面積を

保有しています。

産業は、温暖な気候を生かした一次産業である農業や、豊かな水産資源を生かした漁業が主体です。人口は、合併当時は九万八〇〇〇人いましたが、この九年間で二万二〇〇〇人減り、住民基本台帳で八万六〇〇〇人程度になりました。核家族化が進んでいるものから、世帯数はそんなに減っておらず、三万七五〇〇ぐらいを維持しております。

いま天草市の崎津集落を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への登録を目指し、がんばっております。

産業からいきますと、温暖な気候を利用して、デコポンや天草晩柑（ばんかん）などの柑橘類のほか、いろいろな農産物が非常に豊富どころです。それから、日本でも最大級の地鶏「天草大王」を、いろいろな形で、いま売りだしています。その一つとして、東京の商社会社と組んで、ハラル製品にしてアジアに売っていくということもやっております。天草黒牛、これも本当においしいのですが、量的にまだ頭数が少なく、ほかの地域とは競争ができないような現状ですが、いま農協に扱っていただいて、大変重宝がられている一つです。水産に至ってはタイ、ブリ、マグロ、イセエビ、ウニもおいしいし、アワビもとれ、豊富な水産資源に恵まれている地域です。

それから、観光面で脚光を浴びているのが、

出席者

〈敬称略〉

中村 五木

(熊本県 天草市長)

中山 泰

(京都市 京丹後市長)

高村 義晴

(日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
元内閣官房地域活性化統合事務局参事官)

(平成27年7月14日
「ルポール麹町」で開催)

座談会 ● 地方創生、地域 ●



中山 泰氏



高村義晴氏



中村五木氏

いつでも会える野生のイルカウォッチングです。岸から船で五分程度出ますと、通詞島沖合に生息するミナミバンドウイルカを見ることができ、各地から観光にいらしています。

また、昨年、天草地域が日本ジオパークに認定をされるなど、多様な観光資源も構築されつつあります。四面を海に囲まれ、従来から南蛮文化やキリシタン文化が受け継がれてきた地域でもあります。そういうものを今後生かしていきたいと考えています。

それから、来年、平成二八年で、天草五橋開通から五〇周年、雲仙天草国立公園の指定を受けてから六〇周年となり、非常に話題の多い年を迎えようとしています。

絶好の機会ですから、これを交流人口の増加につなげ、来年は、オール天草でがんばろうということ、**「VISITあまくさ」**というプロジェクトチームをつくり、二市一町、県の四つの行政組織で取り組んでいるところです。

**京都縦貫自動車道を活かし
健康と環境に付加価値を
つけ産業展開**

高村 氏は、中山市長、京丹後の特性について、紹介をお願いいたします。

中山 われわれの市は、京都の日本海側、丹後半島に、一一年前の平成一六年に六つの町が合併してできました。現在、国調（国勢調査）の

延長ベースだと人口五万六〇〇〇人のまちで、京都市内から直線距離では約一〇〇キロと比較的近いけれども、これまで都市部との交通アクセスの整備が日本の中で一番遅れてきた地域の一つで、京都市内からは二時間ちょっとかかっています。ようやく、今週末（七月一八日）に京都縦貫自動車道が全通、一時間ちょっとで都市部から入ってくるということで、画期的な変化を迎えるなと思っています。

京丹後市は、近畿という地域にありながら、海・山・里の自然環境が残っており、豊かさに恵まれている地域でもあります。海岸線は全て国立・国定公園に指定されて、山陰の皆さんと一緒に世界のジオパークにも認定されている地域です。観光資源は、温泉も含めて豊富にあります。「海の京都」はじめ全市で観光立市を進めています。農業、漁業も質のいい特A級のものがあります。さまざまな分野でとれ、自然環境や農業、漁業の豊かさに恵まれています。

同時に、伝統産業として絹織物、丹後ちりめんが地域の繁栄を支えてきました。ただ、絹織物は厳しい状況が続いているので、これを再生していきたいと、いま地域としてがんばっています。

また、日本最古級のたたら製鉄の遺跡があるものですから、日本の「ものづくりのふるさと」という言い方もする。そういった系譜の中で、機械金属系のものづくりや建設業が、地域を力



伝統の丹後ちりめん（白生地）

強く支えてくれています。そういう意味で、産業が非常に多様な地域であるということです。

地理的に言うと、山陰の東の端で、北陸の西の端、近畿の北の端なんです。逆に言えば、われわれのところから、西に山陰が始まって、東に北陸が始まり、南に近畿が始まる。地理的な始点・鼎の位置にある地域です。

そのことは、山陰や北陸の気候と同時に近畿の気候と、多様性を含んでいる地域であり、自然の、薬草などが三〇〇種類近く野生で自生しており、中国の漢方薬の都の亳州（はくしゅう）と友好都市になっています。これからの時代は、環境の豊かさや健康が大切な価値として求められると思うのです。健康という意味では、一一六歳の世界最長寿のおじいちゃん、二年ほど前に亡くなれましたが、ギネスブックに記録が載っているぐらいで、一〇〇歳長寿に恵まれた



京丹後・かぶと山展望台から望む久美浜湾と小天橋

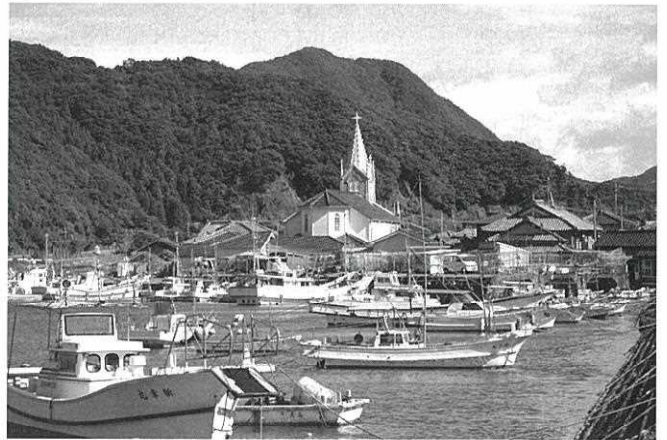
百寿率が全国平均の三倍近い地域です。そういう環境と健康に恵まれている地域です。

京都縦貫自動車道が通って、京阪神、名古屋と時間的にも近くなり、京阪神や中京圏などの大都市のさまざまな活力を引き入れながら、これから求められる健康とか環境とかの付加価値をつけて、新しい産業へと展開していくような取り組みを地域でこれからやっていきたいと思っています。

高村 お二方のお話で、地域には、歴史、文化、そこに先人からずっと引き継いでいるものも含めて多様な潜在可能性、資源や芽がたくさんあるということが分かります。

雇用の場の確保、 天草の二地域就労促進事業

高村 これまで、私たちは、しっかりと地域づ



来年の世界遺産登録をめざす天草市・崎津集落



天草市・野生のイルカウォッチング

くりに取り組んでいけば、必ず地域はよくなる
と信じてきました。けれど、実際には、地域づ
くりで有名な地域であっても、人口減少に対応
していけないことが浮き彫りになってしまし
た。改めて、これまでの地域づくりを超えた「新
たな枠組みをもつ地域づくり」が求められてい
るといふことです。

いま、地域はどういう状況で、どのような視
点で、潜在可能性をどう花開かせるのか、どう
いう課題があるのか、お考えになっておられる
ことをお聞かせください。

中村 天草市は、自然動態も踏まえて人口減少
が年間二〇〇から一四〇〇人で推移していま
す。お亡くなりになる人が月に一〇〇人ぐらい
ですから、一二〇〇人は確実に減る。あとの二
〇〇人が転入者と転出者の差し引きによるもの

です。

若い人が高校、大学を卒業すると、ほとんど
住民票を市外に移して就職します。そのような
現状に対しまして、何か対策が必要ということ
で、高村先生のご指導により、平成二三年から
始めたのが「二地域就労促進事業」でして、こ
れは都市部の企業が天草市と繋がり、関わりを
持ちながら社員を天草市で就労させ、その中で
一緒に新たな仕事を生み出すという、それまで
になかった新しいカタチの企業誘致となってお
り、現在五つのプロジェクトに取り組んでいる
ところです。

合併以前から、旧二市八町それぞれの自治体
において企業誘致を推進してきましたけれど
も、何十年かかっても、結果的には成果が出な
かったのが実情ですからね。

私たちの地域では、起業・創業されても、後
継者がいない、売り上げが伸びないということ
で、会社を閉鎖されるため、統計によりますと、
平成一八年から平成二四年までの六年間で、約
四〇〇〇人が職場を失い、廃業なさっている
ということです。

そういう現状を打開するため、本年四月から
「起業創業・中小企業支援センター（アマビズ）」
を立ち上げ、一〇〇社の企業を創り出し、育て
上げ、そこで一〇〇人の雇用を行うということ
なら、天草市でもできるのではなからうかと取
り組んでいるところです。

これまで、魅力ある商品をつくり東京、関西、
福岡などの大都市圏に売っても、零細企業であ
るために、中間業者からたかかれ収益性が伴わ
ないという現状が続いてきました。そこに着目
し、まずは地元で、若い人たちが一人でも残っ
ていただくように、雇用の場を確立し、一次産
業から六次産業化まで支援していこうと進めて
いるところです。

**夢や希望のある社会観に
支えられた人口展望が
なぜ必要なのか**

高村 京丹後市は、今年三月に全国に先駆けて
「地方版総合戦略」と「人口ビジョン」を策定
されており、人口ビジョンについては、積極的
な展望をだされていますが、そのあたりのお考

えを説明いただけますか。

中山 今回、政府の地方創生では、四五年先の人口ビジョンを問われているわけですが、われわれは長期の展望を、どう真剣に考え、これに挑戦しようとしているのか、ということですね。

まず、出生率を中心に考えたときに、全国人口が人口減少時代に入っていることは、基本的に否定しがたい事実であります。

他方で、地方の人口展望をどう政策的に描いていくかというときに、この全国の趨勢は、もちろん影響を受けることは当然です。しかし、全国推計の場合は、出生率とか生残率のみで基本的には勝負する世界ですけれども、個々の地域においては、純移動率が入ってきます。そういう意味で、社会増の向上を通じて相応の人口の増加を獲得することは、地域のがんばりの結果次第で十分可能なのです。

とりわけ都道府県と市町村を比較したときに、都道府県の場合は、市町村の社会増減が相殺されますので、どちらかというと市町村に比べて出生率に依存する率が高くなると思うのですが、市町村の場合は、特に、われわれのように小さければ小さいほど、出生率、生残率の影響よりも、社会増減の影響のほうが大きい。なので、努力の成果次第では、人口増を大きく可能とする可能性があると思います。

特に、四五年先、半世紀先の人口ビジョンです。地域政策としてどうあるべきか考える

ときに、これは、いまの中学生が定年になるかどうか、それぐらいの長い時の間、展望を地域として語り継がないと意味がないですから、現実感も持てる前提で、夢や希望のある社会観に支えられないといけないわけですね。

同時に、今回の日本の挑戦というのは、これだけ求心力の大きい東京一極集中も是正しようということですから、地方に夢や希望がある社会観がないと、それはかきません。社研(国立社会保障・人口問題研究所)の推計でも、日本の人口は八七〇〇万人に減少するわけで、それを一億人で踏みとどまらせて、かつ加えて、東京一極集中を是正しようというのですから、各地の人口展望に夢や希望がないとこれは全くかなわない。

さらに言うと、全国で問われているのは、社会増減ではなくて出生率ですから、展望と戦略を通じ、若い人たちに、子どもを産んで、子育てしようという希望を持ってもらわないといけない。極端に言えば、夢や希望さえ現実持てれば、子どもを産んで、育てて、がんばろうとなれるわけで、なおさら社会観の中に夢や希望、元気や魅力のある人口展望が必要です。

人口展望の大小自体は、地域の実情によるので一律に言えません。その上で大切なことは、とりわけ、われわれのように裾野で支える小さな自治体が、夢と志を持って魅力と元気ある展望を打ち出し、実現していくことで、効果は周

辺の地方都市に及び、このことが、東京一極集中にあらがいながら、裾野広く地方創生や日本創成を果たして行く大きなカギとなる。この点からも、小さな自治体が夢を持って元気一杯にがんばれる環境づくりが必要だと思えます。

高村 そこはポイントですね。たぶん大都市では全く実現できないような、その土地ならではの新しい暮らしのスタイル、そこでの楽しみ方が、それぞれの地域から提唱され、それがグローバルに共感を与えたいというシナリオが必要ですね。

必要とされる内発的な地域のライフスタイルの提案

高村 地方創生は、地域それぞれに、自らの生き方を問い直していくことが求められます。そのためには、一つには「そこでの暮らしのスタイル、楽しみ方のスタイル」を見つめ直ししていく必要があります。

地域には、地域の美意識・風土・技などに彩られる、その地にしかないもの、魅力的なもの、いいものがたくさんあります。そのような潜在可能性をどう花開かせるか。右肩上がりの社会の流れをくむ「外発的発展型」から、右肩下がりに停滞社会に対応した「内発的創生型」に切り替えていく必要があります。

そうして、大都市や他地域との、新たな協働関係を築いていく知恵が必要になります。それ

は双方が協働で新たな付加価値をつくり上げていくものでなければなりません。

まずは、そこでの暮らし方、美意識、価値観、あるいは食の楽しみ方、祭りでも何でも、大都市や他地域の住民が惚れ込むなにかを地域が磨きをかけて「天草ライフ」、「京丹後ライフ」として完成度を高めていくことが、一つの方向としてあると思うのです。

帰ることができ、地域づくり、雇用の場づくり

中山 少し自分なりに引き寄せて申し上げますと、おっしゃったとおりで、京丹後の伝統、特色を生かしたライフスタイル、ワークスタイルをいかに提案していくか。そのためには、そのこと自体を地域の人自身が好きになっていくことが大切です。そういう取り組みをいろいろな分野でしていくことが必要だと思います。

しかしながら一方で、今回の人口対策をしようとしたときに、大都市部から離れた地方都市にあつての課題は何かというと、居住環境とか子育て環境を整えたとしても、「行きたいけれど、地元に戻りたいけれど、子育てをそこでしたいんだけど、働くところがないではないか」と言われることです。

実際、若い世代、壮年の世代に帰ってこいよと言っても、「帰りたいのは山々やけど、どうして飯食うねん」という話になる。都市部の近

隣であれば、居住環境とか子育て環境を整えることによって、都市に働きに通えますから定住対策になるんですね。われわれのところは、仕事も一緒に持つてこないといけないことが決定的なことでした。

けれども、ICT（情報通信技術）の環境が整ってきてテレワークができると、京都、大阪、東京の会社に属しているのだけでも、ふだんは京丹後のすばらしい居住環境の中に住んで仕事をしますということが可能。たまには、土日は、逆に都会に行きますというようなライフスタイルです。

そういう意味で、われわれの総合戦略の大きな柱の一つはテレワークの推進なのです。テレワークの環境をつくっていく。同時に、例えば京丹後らしい食、子育て、自然を生かした環境を整えて、「やはり都会より、京丹後に住んで、テレワークしながらやる」というワークライフスタイルを五〇年かけて積み上げていきたいと思っています。それは人口対策にもなっています。

中村 天草におきましても、帰省した学生にアンケート調査をお願いしていますが、四〇%が行く行くは天草市に帰りたいという結果が出来ます。ところが、帰りたくても職場がないですから、何とか天草市の中で企業を育てていこうというところで、富士市産業支援センター（エフビズ）のサポートを受けて、天草市起業創業・中



天草市起業創業・中小企業支援センター（アマビズ）の開設

小企業支援センター（アマビズ）を四月にオープンしました。これが非常に順調に行っておりまして、当初は月に三〇名程度の相談者数を見込んでいたところ、六月までで、もう一九〇名も相談においでになっています。加えて、相談後において、実際に起業創業を行う事業者をスピーディに支援するため、七億円の産業振興チャレンジ基金を市単独予算で創設するとともに、二つの商工会議所、それに商工会と信用金庫、天草市、この五つで支援機構をつくり受け皿になって、起業創業後のフォローを含めた商談業務などを行っているところです。

何とか地元の人に起業していただいて、設備の老朽化などによりなかなか収益も上がらない厳しい現状にある方々も、アマビズに相談に行かれて、何が悪いのか相談員と一緒に考えて、「こういうふうに変えたらどうですか」、「設備をこうしたらいいのではないですか」と

いう助言を受け、実動の際は、信用金庫、商工会議所、商工会に融資の条件を相談し、アドバイスを受けていくわけです。

まだ三カ月ですので、いい方向に向けて、一人でも雇用の場をつくっていききたいと、がんばっているところです。

地域の矜持、ポテンシャルを基礎に人口ビジョンを描く

高村 地方創生とまちづくりとの関わりで言えば、地域のなりわいとか人の定着がうまくいくように、都市のつくり方、まちのつくり方として、他とのネットワークとか、あるいはコンパクトにするとかということが、まちづくりとして必要になるというのが、今回の地方創生で国が描いた筋書きだと思うのです。

京丹後のビジョンの中で、交通アクセス問題はどう関わりますか。

中山 まず、京丹後はなぜ、いまの人口、五万六〇〇〇人に対して、五〇年後は七万五〇〇〇人と掲げたのか。

先述のように、人口ビジョンは、地方の場合は社会増減に大きく影響されるので、基礎となる統計の推計値自体、振りが大きく、特に四五年先となるとかなり大きく変動しうと思っています。

例えば、京丹後の場合は、社人研の今回の推計と一〇年前の推計を比較するわけですが、社

人研は三〇年先しか出していませんので、一〇年前の三〇年先、二〇三〇年は、京丹後の場合は四万八六九一人、一〇年後の推計値を見ると、同じ二〇三〇年が四万四八〇三人なんです。約四〇〇〇人違うんです。十年の経過ですら、約一割程度、推計値自体が違ってきます。これは、直近の五年間の社会増減の値を、将来長期間、継続して延長しており、そのことによって振れ幅の大きさが出てきているのです。

だったら、推計に「大きな振幅」がある中で、どういうふうに関わりを描くのか。われわれは、まず、半世紀先という社会を築きたいのか、地域の矜持と言っていますけれども、自らの能力と将来の可能性を信じて抱くポテンシャルに対する展望を基礎に描きながら、それだけだと単なる夢とか希望になってしまいますので、同時にこれが現実感を持てる範囲に入ること、さまざま角度からの検証に耐え得て、はじめて展望としての性格を帯びるビジョンとなっていくと思っています。

実は、われわれの地域は、国調が始まった九年前、日本の人口が五五〇〇万人のときに既に七万人を超えている地域でした。一〇〇年の間に日本の人口は倍増以上したのに、われわれの地域は二割減になっている。このことをよく検証していく必要があると思うのです。

よく言われるように、太平洋側に鉄道も含めて交通資本が整備されてきたという大きな趨勢

の中で、われわれ日本海側の地域は、人口規模は太平洋側が伸びる一方で、相対的に人口構造における位置づけが小さくなりました。資料もあるのですが、富山や新潟、金沢といった地域は、明治初期は、日本の中でも人口規模が大きいままだったのです。この大きな人口変動は、交通社会資本の整備の相対的な遅れが、構造的に大きく影響したと言われています。

要は、交通社会資本が人口構造に与える長期的な意味はすごく大きいのです。その点、本市において全国の中で一番遅れていた部分が、ようやく、京都縦貫自動車道はじめ交通アクセス諸環境が整備されつつある時代を今後迎え、構造的に人口にも結果、この間長期に及んだ負の影響を相対的に取り戻す、画期的な意味はあるのではないかと。近未来のテレワーク環境の整備とともに、そういうことを基礎としながら、産業に与える影響、人口に与える影響を検証して、展望も出してきたということです。

天草産品の販路拡大・商品開発の支援による活性化

高村 どういうふうに関わりをつくり出すのか、基本は人であり、そのための人材を地域内で育成するなり、外部の地域の人材を導き入れていくのが、問題となります。

中村 天草市では、大都市圏や海外等の大消費

市場がありながら、少量の出荷しかできない商品、知名度が非常に低い商品、販路先が見込めない商品など、天草産品を取り巻く現況は非常に課題が多い。そこで、これも本年四月ですが、「天草玉島物産公社」を設置して、販路拡大支援とか、商品開発事業をこの公社を通して行っていくとしていきます。農協の幹部クラス、そして、手広く海外にも輸出する商品など扱っていくらっしゃる事業者の方々と組織され、地域商社機能を持たせようということです。

そういうことで、いま天草産品を取り巻く現状と課題は、農産物とか水産物の知名度が低く、通用するブランド商品が少ないものですから、こういう方々にご協力いただいて売り捌くことによって、ブランド名を上げて行ければと考えています。

しかしながら、大消費市場の東京からすれば、距離が非常に離れているために、物流コストが高くて、価格競争では太刀打ちできない現状にありますので、まずは、地域的にターゲットを福岡の市場に絞ってみようかという考え方をしております。

また、天草は大消費市場における営業のための人員とか、販売員を十分に確保できていない現状で、企業間の競争力も乏しい地域ですから、そういうことを踏まえて、宝島物産公社の専門家に消費者の目線で、プランをつくってもらっています。例えば、福岡の大きなホテルへ、何

月から何月まではこういう商品を出荷できますというプランをつくって、それを提示し、ホテル側が対応可能ということであれば契約に結びつける。ただ、悩ましいことに、海産物の場合は海が時化（しけ）になると漁に出れなくなり、商品の提供が途切れることもあるので、そういう場合、レストランなどは「もう付き合いできない」とおっしゃるんですね。

そういうことがないように、海産物や農産物の鮮度を落とさずに保存できる急速冷凍設備もありますので、それを利用して、漁協や農協とタイアップして、市場が開いたときに有効的に売っていくということも研究しているところです。

いま的天草市においては、年に約一四〇〇人も減っていく現状ですから、一旦市外に出た子どもたちを一人でも二人でも地元へ帰そうという努力をすべきではないかという想いから、この公社とともに、アマビズ、産業振興チャレンジ基金の新設に思い切って、七億七〇〇〇万円の予算を投入し、一体的に運用することで、ひとつ活性化をやるうと、いまがんばっているところです。

高村 明晰でわかりやすいので、これが一つのモデルになっていけばいいですね。

中村 天草地域は、この五〇年間、出稼ぎが中心だったところなんです。昭和二二年が天草諸島の人口のピークで二四万人だったのが、いま一二万人ですから、六八年間で一二万人減った

わけです。国は、地方創生や人口減少に歯止めをかけるとおっしゃるけれども、われわれ地方自治体は、そういう施策は以前からずっと訴えていた。それでも国が振り向いてくれなかった。最近では、天草市は消滅可能性自治体とまで言われているんです。

そういった中ですが、今般、IT関係の企業が二社と藻類バイオマスの実証実験を行う企業一社の天草市進出が決定し、平成二十七年は三名、来年六〇名の雇用が見込まれていることは大変ありがたいことだと思います。学校統合により廃校となっている小・中学校や、市の支所庁舎の空きスペースを一〇〇〇万円から二〇〇〇万円で改修し、これらの企業に活用いただく予定です。

このように、天草に何かちよつと風が吹いているのかなという思いで一生懸命がんばっているところです。

現実感を持ち夢や希望も入れた京丹後二〇六〇年の人口ビジョン

高村 中山市長、京丹後のなりわい創りに向け、ビジョンの中で留意されたことなどは、いかがでしょうか。

中山 人口構造に影響を与える交通基盤がようやくできてきたという背景、さらには、ICTを使ってテレワークがやれるような環境に

なってきたという背景を持ちながら、五〇年かけていろいろな仕事場をつくって、若者や壮年層の社会増につなげていきたいと考えています。

本市の人口ビジョンでは、恣意性を不当に持ち込まないよう、純移動率回復の現実的な仮定を長期に継続させ、結果、今後、二〇年かけていまの人口減をゼロに持っていき、同時に、三〇年後には人口増加率が五%、四〇年後には一〇%をそれぞれ超え、二〇六〇年には人口が七万五〇〇〇人に届く設定の展望としています。

このように慎重さと積極性が共存する展望としていますが、その上で、「五年間で人口増加率五%とか一〇%は、現実的かどうか」が検証のミソの一つとなります。そこで、全国の自治体の二〇〇〇年から二〇一〇年までを五年ごとに分けた人口増加の調査表を見ると、五%を超えている自治体が六九、一〇%を超えている自治体は八つあります。各地域とも、総じて出生率が厳しい中でも、基本的に、社会増によって達成しています。われわれとして、三〇年、四〇年にかけて、全国的な居住魅力地域を築いていこうということ。地から足が離れたようなことを言っているのではなくて、現実達成している自治体のところまで持っていきたいということ。課題は大きいですが、ぎりぎりの現実感を持ちながら、夢や希望も入れ込んだ展望にしています。

もう一つ大切なことは、人口ビジョンも総合

戦略も、その中に、展望や目標が万一達成されなかった場合のリスクヘッジをしっかりと組み入れていくことです。特に五年間の総合戦略の中では、今、現実の足元を見つめて短期中期にヘッジさせ、データ管理していくことが不可欠で、本市もその点、最小限の財政投資で持続的な人口増と財政収入など最大の効果を得られる、用意なぬかりのない総合戦略としています。

丹後ちりめん復活・再生と ジャパンブランド化

高村 京丹後市では、新しい社会を築いて、住んでいる人も、まさに誇りを持って、来られる方も憧れるという社会、新しい地域社会を構想し、提唱していくというやり方をされると思うのですが、そのときの売りを教えていただきたいのですが。

中山 そういう前提の中で仕事づくり、仕事場づくりをしていきたいということなのですから、具体的には、地域の実情を踏まえて、それを生かした形の産業環境をつくっていききたい。一つは、伝統産業、古代から連綿と絹織物、丹後ちりめんをつないできた地域ですけれども、これをもう一遍、復活、再生させていきたいということ。国の地域再生計画に認定していただいたのが、先端的な大学、京都工繊大学や信州大学と連携して、養蚕の技術開発の高度化をしていこうということで、閉校舎の後を改修・



地方創生に向けた連携を誓う
京丹後市長と3金融機関の代表

支え合い助け合う協働社会、 地域情報の発信、 地域間のつながり

高村 地方には「持ちつ持たれつ」とか、「おかげさま」など、大都市などでは失われたものが、脈々と息づいています。地域に遺っている、「みんなで支え合う」とか「つながり合う」といった協働社会のいい面を、きちんと現代に引き継いでやっていくような新しい形ができれば

活用、そこで養蚕の技術開発をしていく。人工的な環境をつくってやると生産性が五倍、六倍にもなるという研究、もう一つは「スパイダーシルク」、クモの遺伝子をカイコに組み込んで、そして、クモの糸の性格を持つ絹糸をつくっていく研究を両大学とやっていくことを通じて、最終的にはジャパンブランドの絹織物の再生につなげていく取り組みをし、われわれの仕事づくりの大きな柱の一つに位置づけております。

ば、次の地域社会のモデルになる。今回の地方創生でそういうものができてくれば、いいと思います。

中山 民間同士のさまざまな分野でのつながりを、行政施策がバックアップしていくという点とで、「地域再生計画」の中に、公共交通にデマンド型のタクシーを導入してやっていくというのがあります。通常のタクシーだと、人を乗せて運び対価を払うということですが、今回お願いして国の通達を出していただいたのは、外出困難な方のためにちよつとした物を乗合タクシーで運ぶ、あるいはサービスを運ぶ、例えば、都会に住んでおられる方が、田舎に住むお父さん、お母さんはどうしているのか心配だという点で、低料金でタクシー会社の方が定期的に訪問する見守り代行とか、外出困難な方などの地域包括ケアにつなげていくような取り組みも入れております。そういう、施策と運動して、支え合い、助け合いの社会がますます広がっていくようなことを、いろいろ考えていきたいと思います。

高村 東日本大震災の被災地である岩手三陸で生業（なりわい）づくり支援を行っていますが、そこでこんな経験をしました。ある集まりのとき、若い女の人が、蜂蜜をつくっている年配の方に「私、蜂蜜欲しい」と言う。そうしたらその人は、「わかった」と、家から蜂蜜を持ってきてあげる。もらった女性は、その代わりに、

蜂蜜を売るときのパッケージをデザインして渡すのです。お金のやりとりではない。大都市では、まずそういうつながり方はあり得ませんが、地方でしか、そこでしか成り立たない関わりが何かを生み出すことが、あり得る。そういうところがうまく出てくればいいですね。

伝統とか文化とか、その地域が持っているものに人は共感したいというところがあるので、今回の地方創生戦略は、ほかにないものを基軸にやっていくことが必要だなと思っています。民間も地方創生に目を向けていることは事実なので、うまく情報発信していけば、一緒に仕事をやってみたいという人や企業もでてくると思います。

中山 その点で言うと、地方再生の取り組みとして、「地域協働大学法人」の設置ということ、国に特区のお願いをしています。われわれのところは、大学がないのですね。また、大学を出ても、戻ってきて働くところが十分でないのです。そのまま人口が減ってしまったのです。もちろん大学本体が来るといいのですが、課題があります。

そこで、大学生に京丹後のほうに来ていただく。大学のゼミ単位で地域に入って、地域の住民の皆さんと一緒に活動する「域学連携」というものがあるわけです。これをいま関西、関東中心に一〇ぐらいの大学とやっているのです。地域の側から見ると、ゼミ単位でも一〇も

大学が入ってくると、京丹後大学と呼べるような規模感のある活動になるんですね。いまは国のお金もいただいているけれども、なくなっても、連携の形態を協働法人として組織化した基盤を創れば、より一層、地域で持続的にお金を出して運営していくことができるので、今後二〇も三〇も大学に来ていただいて、年中、京丹後に大学生が、京丹後大学という枠の中で大勢活動しているという場面をつくっていきたいと提案しています。大学生はいろいろな発想を持っており、すごく創造性、発展性があるので、確実に地域発展の力になります。

高村 たぶん地方分権の話が出てきてから、それぞれが主体的にがんばるのだという風潮の中で、情報交換する場所が少し減ってきているような気もするのです。同じような悩みを有するところがつながり合って、何か一つのことを実現していくと。例えば、地域協働大学を全国で五カ所つくり、プログラムをみんなが融通し合うというふうにする。たぶん一つの大学だけでは無理なので幾つか組み合わせる。例えば、もっと簡単に言えば、学会みたいなものをそれぞれ一カ月ごとにやることだってできます。

また、それぞれのところで独自の地方創生に取り組んでいく中で、同じような悩みとか、少し違った悩みで、みんなが集まって、大学とか民間も入りながら、例えばインターシップ制度みたいなものを採り入れてもいい。

企業に勤めているながら、いろいろな地域を紹介してもらい、一カ月ぐらいその地域に入っていくという形も必要だと思うのです。しきたりとか、価値観もあると思うので、天草は天草の流儀でやり、京丹後は京丹後の流儀でやっていく。また、任意の大学をつくって、横につながってやっていくというのもあり得ると思います。

おわりに

高村 では最後に、それぞれ一言ずつお願いいたします。

中村 私のところ天草市は二市八町で合併した時、人口が一番多かった旧本渡市に本庁を置いたわけですね。

その他の九つの旧行政区を支所にし、権限も、予算も与えなかった。一番遠い支所から本庁までは五〇分かかります。支所長は全然権限がないため、市民が要望書を出しても、ただ本庁に伝えるだけなんです。なので、そちらの地域では、「この合併で、もうわれわれのことを聞いてくれなくなった」と諦めていました。

そのようなことでしたので、私が去年市長に就任した後、支所長に権限を与えらるとともに、本庁の部長との合議制にしました。災害時の簡易な片付けや体育館の維持などは、支所に権限と予算を与えて、スピーディに対応できることとなりました。

それと、商店街にしても、みんな諦めていると私は感じたんです。ですから、商店街の中にアマビズを設置し、何とかやる気を起こしていただきたいと考えました。

私は「明日への道しるべ」として、三本の柱をあげました。まず一つ目は、大事な「市民目線の行財政改革」です。来年から約五年間で四億円の普通交付税が減額されますので、これは早い段階から手を打つべきだろうということから、大変市民の皆さまにはご無理申し上げましたが、水道料も一律化して六月に上げたんです。二つ目は「強力な経済対策」。これは今回説明してきました。三つ目が「きめ細やかな生活支援」ということで、どうやって若い人たちを残すか、女性に子どもを産んでもらうか。これについては、医療費を中学生まで全部無料にしましたし、保険適用外の特定不妊治療費につきましても、県の助成額に上乗せして補助するようにしました。今後も、さらに引き続き、安心して産み育てられ、働ける場がある、心豊かに暮らせる天草をつくりあげるため全力で取り組んでいきます。

中山 繰り返しになりますが、全国の人口が減少する時代であるのですけれども、京丹後にとっては、逆に交通基盤、ICTの産業環境など、産業の活性化と人口増をリンクして考える、取り組むことができる時代によりよくなってきたと。全国の趨勢とはねじれていますけれども、

そういう意味での順番が自分たちに回ってきたと思っっています。

そんな中で、われわれのところは、豊かな環境とか、健康とか、伝統産業とか、これからの時代が、日本のみならず世界的にも求めるような宝の原石がいっぱいあるところですので、それを生かして、大都市部の活力とうまくコラボしていきたいと思えますし、そのねじれをむしろバネにして、地方の創生・発展につなげていきたいと思っっています。

高村 今日お話を聞きした京丹後市の取り組みと天草市の取り組み、戦略としてどこを狙っていくのかということが、それぞれの知恵になって花開いていくと思います。

まず、新しい地域社会、新しい社会像をつくるということが望まれ、東京でも大阪でもない、自分たちらしい生き方が、第一の鍵となります。それは他の地域にとっても共感を集めるものになります。そしてそれを軸に、地域、地域での豊かなローカリティ、それも地域文化にまで高めていく、その多彩さを実現できるかどうかに二つめの鍵があります。三つめには、それらをもとに大都市や他地域と新たな協働、すなわち付加価値創出の関係を築きあげる。これら三つの鍵を相互に連携させながらどう進めていけるかに地方創生だけでなく、この国の未来がかかっているように思えてなりません。

本日は、ありがとうございます。



写真1 青空駐車場だらけの中心市街地

発明なくして地方創生なし

連鎖と循環による新しい都市計画手法を探して

西村 浩

株式会社ワークヴィジョンズ代表取締役
東京藝術大学非常勤講師(建築家・デザイナー)

発明の時代へ

——二〇世紀の手法はもう通用しない

地方都市の疲弊ぶりが激しい。かつては商業で賑わった中心市街地の空洞化に歯止めがきかない状況だ。いまや、

日本の空き家は八二〇万戸、空き家率は一三・五%にも達する。さらに空き家は解体されて空き地となり、地方都市の中心市街地は青空駐車場だらけの土地利用に固着していく(写真1)。行政や市民も無策だったわけではない。あの手この手でこの状況を好転させようと努力してきたはずだが、成果は思わしくないというのが正直なところだろう。

日本の人口は、二〇〇四年のピークで約一億二七〇〇万人。明治維新(一八六八年)の頃には三三〇〇万人程度なので、なんと約一三〇年間で日本の人口は、一気に約九〇〇〇万人も増えたことになる。結果、日本の都市は、高度経済成長の波に乗って、中心から周縁へ次々と開発を進め、急速に都市を拡大していった。道路も建物も供給

不足気味で、使われる時代だった。

ところが今、人口は減少局面に突入り、高齢化と共に生産年齢人口も減少。経済成長の勢いも衰える中で、当然のことながら、都市を拡大する時代ではなくなった。縮退を前提に、膨大な量の既存のストックを活かしながら、都市を再編集する時代の到来である。

しかしながら地方都市では、空き家と青空駐車場だらけの状況にもかかわらず、これまで通り「再開発」という言葉が飛び交い、さらに床を増やそうという勢いが止まらない。「車だらけで危なくて、街なかには行けない」と訴える子育て世代の母親の声に耳を貸さず、商店街の先輩方は、今でも「車を客を連れてくる」と信じている。二〇世紀の時代の勢いは、その慣性力によって、人々の発想の転換を鈍らせてい



る。これが、街をなんとかしたいという思いや努力が報われない一番の原因だ。疲弊し続ける地方都市の再生を目指す上で、二〇世紀に編み出された既存の手法は、もはや通用しないと考える方がいい。未だ誰も経験したことがない縮退の時代に向かって、根拠のない「前例主義」を捨て、新しい都市計画手法の「発明」が求められているのである。社会の価値観が一八〇度変わったと考える行動すべきなのだ。

コンパクトなまちづくりは実現可能か？

縮退の時代に日本の都市が向かうべき理想像が、コンパクトシティである。国も改正都市再生特別措置法において、全国市町村に立地適正化計画策定を求め、地域公共交通網の形成による

多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指している。今後も都市インフラや市民サービス水準を持続的に維持できるような効率的な都市運営を考えれば、都市をコンパクトに誘導し、都市の密度を維持していくことが理想であることは間違いないが、話はそう簡単ではない。

コンパクトシティの目標の一つとして、街なか居住を促進し、再び職住近接の街へと転換していくことが挙げられるものの、多くの住民が郊外に一旦所有した不動産を手放して、家賃や不動産価格が高い上に、子育てに適した環境や安全が担保されていない街なかに、積極的に移り住むとは考えにくい。

また、郊外から撤退するための「たたみ方」も見えていないし、そもそも、**「集まる地域」と「たたく地域」**を積極的に宣言する、すなわち、市町村による立地適正化計画策定において、都市機能誘導区域や居住誘導区域を「コンパクト」に線引きをすることは、政治的には極めて困難だ。

それでも、コンパクトなまちづくりを着実に実行していかなければならないことは間違いない。だからこそ、この二律背反の状況を一気に解決する新

たな**「発明」**が必須である。今まで通りの発想からは、何も前に進まないことは明白だ。

「空き」のマネージメントと いう発明的発想

私は、九州の佐賀県佐賀市の出身だ。人口は合併後で二二・五万人（平成二六年四月現在）、県庁所在地としてはそれほど大きくない規模の都市である。それでも一九七〇年代、僕が小学生だった頃は、佐賀市の街なかは、商店が軒を連ねてアーケードを形成し、多くの市民で日常的に賑わっていたのだ。お祭りのときには迷子になった記憶もあるほどだった（写真2）。

しかし、大学や仕事でしばらく佐賀を離れ、「佐賀の街をなんとかしてほしい」という依頼で、再び佐賀に戻ってきたときには、僕の記憶にある街の姿は、完全になくなっていた。衝撃的な風景だった（写真3）。市民や行政もただただ手をこまねいて傍観していたわけではなく、なんとか街の衰退を食い止めようと努力してきたはずだが、残念ながら、その努力を超えて、社会状況の変化の方が圧倒してしまっている。

街なかは、本来、商業集積地である。右肩上がりの時代であれば、区画整理や再開発といった手法で、再び高密度な商業地再生を目標むところだが、急激な人口減少や高齢化とそれに伴う経済の縮小を考えると、それは無謀な試みだ。

まずは、街なかの**「空き」**を認めることが肝要で、その**「空き」**の価値を再考し、**「空き」**の配置や有り様をマネージメントしていくの方が現実的だ。新たな価値を持つ**「空き」**の力で、その周囲の土地利用の代謝を活発化させるのが狙いだ。これからの街再生には、既成手法のトレースでは全く役に立たない。ここには発明的な発想が必要で、政治・行政・地域住民が一体となって、その発明を実践する覚悟が不可欠だと思っている。

「原っぱ」で動機の連鎖を生む

佐賀の「わいわい!!コンテナプロジェクト」は、中心市街地の**「空き」**を受け入れ、**「空き」**の価値を再考するための社会実験である（写真4・5）。そ



写真2・3 1970年代（左）と2009年頃の佐賀市街なか商店街の様子

の先にあるまち再生の戦略は、街なかを増殖する青空駐車場や遊休地を**「原っぱ」**に置き換えることだ。**「原っぱ」**は公園とは違う。市民自らが決めたルール以外、利用制限はなく、市民の自己責任で活用される。ドラえもんに出てくる、ドカンが山積みになされた空き



写真4・5 子ども達が集う「わいわい!!コンテナプロジェクト」

地のイメージだ。子ども達が自由に遊び、それを周囲の大人達が温かく見守っている。マナーさえ守れば商売も可能で、イベントも自由に行える。ここには、行政頼りだった市民の意識を変え、地域住民の自由な発想や行動意欲を引き出す力がある。加えて、原っぱには中古コンテナを使った雑誌図書館や交流スペースを設置し、来街や回遊を促すプログラムや持続可能な維持管理・運営の仕組みの検証を行っている。

結果、次第に夜の飲み屋街となりつつある街なかに、昼間の時間を消費する空間を用意したことで、平日でも日常的に多くの市民が訪れるようになり、街なかの回遊人口が増加しつつある。特に子ども達の利用が多く、街と子ども達の関わりが再生されてきたことは、まちづくりの担い手を育成していく必要性からも大きな意味を持つ。また、わいわい!!コンテナの周囲では、店舗の売上向上や新規出店も見られるようになってきた。そしてここでは、世代を超えた人と人の出合いの機会も生まれ、日常生活を持続的に支えるために必要なコミュニティの再生も

実感でき、次第に街の基礎体力が回復していく様子が伺える。また、駐車場の原っぱ化によって、商業中心の街なかに、子育てやお年寄りの散歩にも適した暮らしの環境が生まれ、街なか居住の動機に繋がっていく。今後、街なかの居住人口が増え、来街者が増えれば、結果として、身の丈にあった商売が再び成り立つようになる。そして、人が日常的に集まる原っぱ周辺には、新規建設の動機に加えて、リノベーションやコンバージョンの動機が生まれ、既存ストックの活用促進も期待できる。人と知恵が日常的に集まる動機づくりとそれを持続的に支える仕組みこそが、街再生のはじまりである。

ただし、ここで肝心な事は、安全で安心な環境による街なか居住の促進や市民活動の場の提供によって街なかに人を集める「公共」と、そこできちんと収益を上げて事業を行いつつ、パブリックマインドを持って街に貢献する「民間」が、上手に役割分担をして街を経営していくことである。これが、官民連携の本来の姿なのだ。商店街の

再生は、直接的には行政の役割ではなく、結果にすぎないのだ。「人が集まるところには市が立つ」この古典原則そのものが、これからの縮退する社会の中における、官民連携による賑わい再生の原点ではないかと改めて感じている(図1)。

敷地に価値なし、エリアに価値あり

佐賀の街なか再生に関わりはじめて約五年、商店街の様子は随分変わった

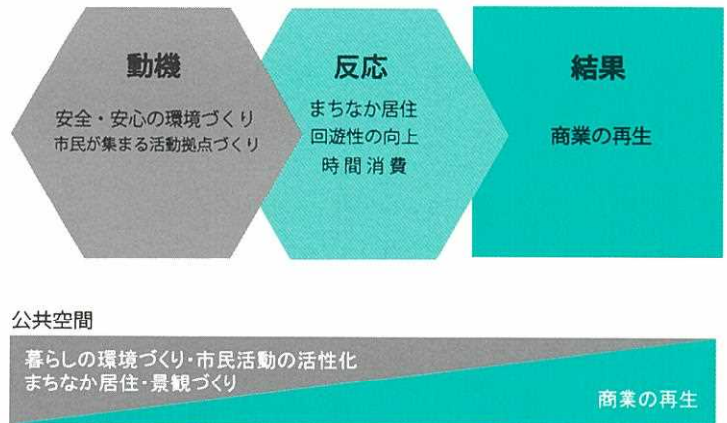


図1. マチ再生に向かうよい循環

た。特に、現在わいわい!!コンテナのある呉服元町商店街は、今や子ども達の声が聞こえる明るい雰囲気になった。空いている土地を見つけては、そこに芝生を張り樹木を植えてきた成果もあって、見た目にも心地よい潤いのある風景に変わってきた。市民の方々からも「この辺り、随分雰囲気がよくなったよね」との嬉しい声が届くことも増えた(写真6・7)。

とはいえ、まだまだこの商店街には多くの空き店舗があり、このエリアへ出店を希望するプレイヤーと、空き店舗を所有する不動産オーナーのマッチングを進める必要があるのだが、地方

都市では、空き店舗に対してプレイヤーの数が圧倒的に不足しているということと、シャッターが閉まっているも貸し物件になっていないという課題があり、なかなかシャッターが開かないのが現実である。そこで、この呉服元町商店街を対象に、ひなまつりの期間の約一か月間限定で「オープンシャッタープロジェクト」を実施することにした。これは、できるだけ多くの空き物件の不動産オーナーに対して、一か月間限定でシャッターを開かせていただく交渉をして、そこに出店希望者を募集し、商店街の賑わいの雰囲気を体感するための実験である。

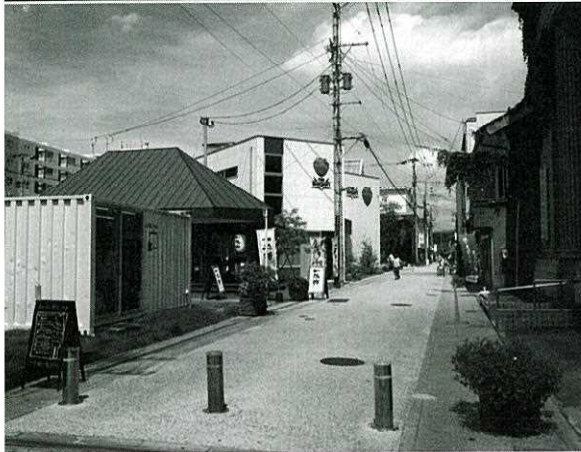


写真6・7 2006年(上)と現在の佐賀市街なか商店街の風景

不動産オーナーの協力で何とか一件の空き店舗を確保して、出店希望者の募集を開始したところ、驚くべき事が起こった。なんと、そこに四二人も出店希望者が集まり、空き店舗が足りないという予想外の状況になったのである。まさに「敷地に価値なし、エリアに価値有り」という清水義次さんの言葉どおり、エリアの価値が上がれば、個々の不動産の価値も上がることの証明だ。わいわい!!コンテナをはじめとして、パブリックマインドを持つて取り組んできたまちづくりが、エリアの価値向上に繋がったのだ。言うまでもなく、呉服元町商店街では、近年見たことがないほどの賑わいの風景が再生され、「商店街がずつとこうなるといいね」と未来を見据える若者もいれば、「昔はこういう雰囲気だったんだよね」とかつての商店街の賑わいに想いを馳せるご年配の方もいた。いずれにしても、この賑わいの風景を取り戻したいという想いを共有できたことがよかった(写真8)。

たまねぎ戦法 —線引型から誘導型都市計画へ

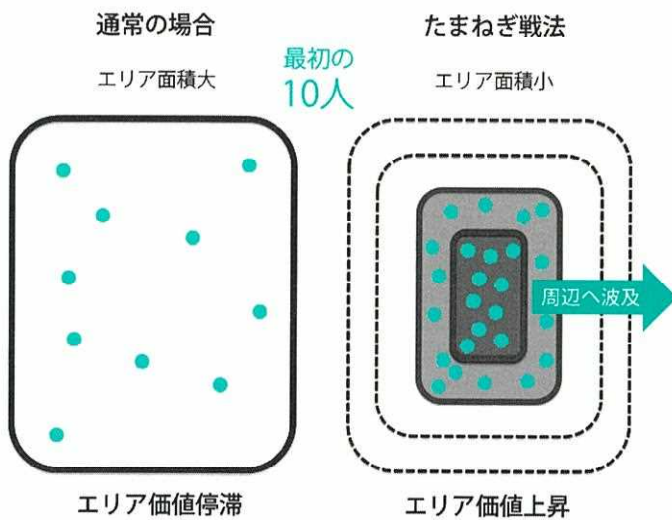
佐賀の街なかの雰囲気が変わるか五年



写真8 賑わいの風景を再生した「オープンシャッタープロジェクト」

程度で変わってきたと感じる理由は、賑わい再生を誘導するエリアをできるだけコンパクトに設定して、賑わいの量ではなく密度を高めることに着目していることだ。エリアが小さければ小さい程、短期間で街の賑わい再生を肌で実感できる。住民が短期間で街の再生を実感できれば、少しずつ、より多くの住民の参加が期待できるようになり、まちづくりにより循環が生まれるのである。

ただ、これまでのように行政主導の線引型の手法では、コンパクトなエリア設定が政治的に困難なわけであるか



エリア価値停滞

エリア価値上昇

図2. 「たまねぎ戦法」(誘導型の都市計画手法)

都市は、人口が急激に減少しない。なぜなら、今後、地方的な全体まで賑わいが波及していくということはおそれない。なぜなら、今後、地方都市は、人口が急激に減少し

た。ただし、例えば中心市街地活性化エリアのような、理想的な全体まで賑わいが波及していくということはおそれない。なぜなら、今後、地方都市は、人口が急激に減少し

の要素が、連鎖的に循環していくようなプログラムを編集することが、この

ま。私には時間がかかる。だからこそ、私はまちづくりはとにかく楽しくなければならぬと思っている。楽しくなければ続かないのだ。楽しい「コト」を自ら発想し、それをできるだけ多くの「ヒト」と協力して実践し体験してもらい、そのために必要な「モノ」は、できるだけ自分の手でつくりあげていく。そうやって生まれる。僕たちの場所。で、将来的には「収益(カネ)」をあげ、働く場所として雇用を生んでいく。コト・ヒト・モノ・カネの四つの要素が、連鎖的に循環していくようなプログラムを編集することが、この

ら、ここには新たな方法論が必要となる。それが佐賀で実践してきた「誘導型の都市計画手法」である。ヤン・ゲール氏が提唱する「プレイス・メイキング」という手法も、まさにこれだ。私は、この手法を「たまねぎ戦法」と呼んでいる(図2)。全国各地で策定されている中心市街地活性化基本計画で設定されているエリアは、政治的にもエリア設定が広いが、佐賀の街なか再生のエリアは、極めてコンパクトである。そこに仮に一〇人のプレイヤー

が活動を始めた想定した場合、広いエリア設定ではその実感を得ることは困難で、全くエリアの価値が上がらない。だから賑わい再生のための努力を続ける機運が市民の中に浸透せず、そこで停滞してしまう。ところが、エリアをコンパクトに設定すると、同じ一〇人の活動でも賑わいの密度が高いことから、明らかにそのエリアの雰囲気が一変し、そのエリアの価値が一気に向上する。いわゆる「人気のエリア」となったその場所は、次々と人を集めるようになり、その周囲のエリアの価値向上にも連鎖していく。この上向きの連鎖によって、中心市街地の広い範囲の賑わい再生へと波及していくという戦略が「たまねぎ戦法」なのである。繰り返して言うが、勘所は、最初の「コンパクトなエリア設定」だ。

ていく縮退社会を迎えるからだ。そして、周辺への波及が止まりながらも、ギューギューに質のいい賑わいが詰め込まれたコンパクトなエリアこそが、その都市の「コンパクトシティ」の姿なのだ。二〇世紀の発想に基づく「ハード主導の線引型都市計画手法」では実現が困難なコンパクトシティも、ソフト主導の誘導型都市計画手法「たまねぎ戦法」であれば、そのリアリティも透けて見えるような気がする。

求められる持続性と波及力

時代の要請だ(図3)。

佐賀では、わいわい!!コンテナという一つの社会実験から、次の一手に様々な可能性が見え始めている。勘所は、建築・土木といったモノづくり自体を目的化せず、その先にある街再生を強靱に支える触媒となって、次々と良い連鎖を起こしていくことだ。佐賀の街なか再生は、まだまだプロローグに過ぎないが、官民連携による、二一世紀の新しい都市計画手法の検証実験である。今後さまざまな新しいアイデアで、多くの市民の方々と協力しながら、賑わい再生の物語を描いていきたいと考えている。是非、今後の動向に注目して欲しい。

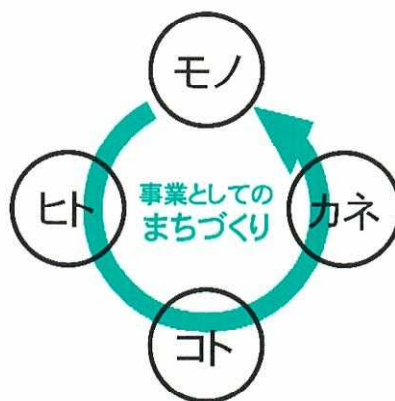


図3. 事業としてのまちづくりの流れ

脱・シティプロモーション

内に向けたアプローチによるブランディングで 地域を元気に

木村 乃

ビズデザイン株式会社 代表取締役 明治大学商学部 特任准教授

シティプロモーション。

自治体による営業的政策のことで
す。企業誘致、観光客誘致、消費者誘
致、特産物開発や販売促進、テレビや
映画等のロケ誘致などによって地域を
活性化しようという取組が、このシテ
イプロモーションという政策のもとで
進められています。

地域活性化とは地域文化の 維持・再生・創造を繰り返すこと

「地域」とは、言語、習俗、地場産
業等にみられる生活様式、すなわち文
化を共有する一定の連続した空間のこ
とであると私は捉えています。したが
って、地域を活性化することとは、
その地域の文化を活性化するというこ
とにほかなりません。その地域独特の
言語や習俗、存立基盤となってきた地

場産業等を背景とする地域文化が地元
の人々に愛され、親しまれながら維持
されている状態、それらを大切なもの
として継承しつつも新たな価値をもつ
ものとして再生したり、創造したりす
る活動が繰り返されている状態をつく
ることが地域を活性化すること
になるのだと思います。

私が考える活力ある地域とは次のよ
うな地域です。

わがまちの文化を維持・再生・創造
しようという人がたくさんいる地域で
あって、ここに住み続けたい、ここで
学び働きたい、一度は出ていったとし
てもいつかは戻ってきたいという人が
たくさんいる地域。

このことを疑問に思う人も多いかも
しれません。文化なんかより経済の方
が重要じゃないか、と。たしかに活発

な経済活動によってお金を稼ぐことは
必要です。霞を食って生きていくこと
はできません。そこで、次のような一
節を追加する必要があります。

そのような住民が生き生きと暮らし
ている地域であればこそ、そこに遊び
に行ってみたい、買物に出かけてみた
い、住んでみたいという他地域の人、
創業したい、事業進出したいという起
業家、企業も増えるのである。

人がどんどん減って寂しくなってい
る。お祭りも廃れてしまった。若い人
たちの言葉もすっかり東京言葉になっ
てしまっただけならしさを感ずることも
なくなってしまう。そんな地域に遊
びに行きたいと思う人がどれだけいる
でしょうか。買物に行きたい、住み
たい、起業したい、事業進出したいと
思う人は本当にいるのでしょうか。

寂れた地域は 外に向けたアプローチで 活力を取り戻せるのだろうか

このことは、昨今のシティプロモ
ーションという営業的政策の成果がな
かなか上がらない原因を紐解くうえで、
とても重要な視点なのです。

そもそも自治体がこうした政策に力
点を置くようになったのはなぜでしょ
うか。

その最大の理由は人口減少です。自
治体の人口の減少は均等割住民税（住
民一人あたりに課せられる住民税）の
減少、そして消費の減少、ひいては税
収全体の減少に直結します。均等割住
民税については、税率を上げない前提
であれば人口が増えないかぎり増加す
ることはありません。一方、消費につ



いては別の方法があります。それが「定住人口から交流人口へ」という方針転換です。つまり、その地域に住んでいく人口が減るのであれば、他所からやってくる人口を増やせばよいのではありませんかということ。「交流人口」という婉曲な表現をしていますが、実際には流入消費者であり、流入観光客のことなのです。自治体政策において「交流人口」とは「お金をもって流入してくる人」のことを指していると考えてよいでしょう。内需から外需への政策転換。それが、外に向けたアプローチであるシテイプロモーションに注力している背景なのです。

しかし先述の通り、人がどんどん減って寂しくなっている地域に遊びに行きたい、買物に行きたいと思う人が本当にいるのでしょうか。冷静に考えてみれば、外に向けたアプローチを前提とするこの方向性はそもそも現実的ではないと言わざるを得ません。さらに言えば、この方向性のもとでは他所から訪れてくださる人々を「人間」として迎え入れ、おもてなしするという姿勢が欠落しているようにすら感じられます。「人間」ではなく、「財布」

としてしか見ていないように感じるのはです。これでは心のこもった交流などできようがありません。

内に向けたアプローチがもたらす大きな求心力

外に向けたアプローチには効果がないということに気がついている人は少なくありません。

二〇一一年に日本テレビ系列で放送されたテレビドラマ「高校生レストラン」をご存じの方も多いでしょう。三重県多気町を舞台とする「まごの店」を取り上げたドラマです。「まごの店」を仕掛け成功させた岸川政之さんはことあるごとに「ベクトルは内向き」と仰います。たしかに、「まごの店」は他所から来るお客さんのためにつくった施設ではありません。相可（おうか）高校料理部の生徒たちがしつかりと調理実習に取り組めるようにと、岸川さんをはじめとする地元の方々が協力してつくった調理実習施設です。結果的にたくさんのお客さんが他所から訪れることになりましたが、それは「どうか来てください」という外に向けたアプローチによるものではない



写真1. 岸川政之さん(中央左)と村林新吾先生(中央右)、そして「まごの店」のスタッフ(生徒)たち (写真提供: 岸川政之氏)

く、地元の手づくりで地元の若者のために何ができるかということを一所懸命、真剣に考え、実践する内に向けたアプローチの成果であると言うべきでしょう。こうした取組によって、多気町は「若者が活躍するまち」とでもいうべき文化が定着しました(写真1・2)。

具体的には、「まごの店」の卒業生



写真2. たくさんのお客さんで賑わう「まごの店」 (写真提供: 岸川政之氏)

によるお弁当・お惣菜のお店「せんぱいの店」の開業(株式会社 相可フードネット)、万協製菓株式会社とのコラボレーション「相可高校共同開発まごころシリーズ」というスキンケア商品の開発といったかたちで、若者が活躍するまちとでもいうべき文化が展開しています。「メンタム」で有名な(株)近江兄弟社もこうした動きに賛同

し連携しています。他にも様々な若者による取組が続いています。内に向けたアプローチによって創造された地域文化が、たくさんの協力者や外からのファンを惹きつけるという大きな求心力を発揮したのです。

本年七月十九日(日)からTBS系列で放送が始まった「日曜劇場 ナポレオンの村」の主人公モデルでもある石川県羽咋市役所の高野誠鮮(じょうせん)さんもその一人です。神子原地区という限界集落でとれるお米をローマ法王に献上することに成功し、ブランド米の「神子原米」というヒット商品を開発したことが注目されがちですが、高野さんのアプローチは決して、外に向けたアプローチではないものと私は見えています。そもそも高野さんは、神子原地区の農家の方々がサラリーマン並みの収入を得られるようにと地元野菜等の直売所の設立を農家に働きかけていました。農家自身に出資を求めるとの働きかけに対し、農家の方々は当初及び腰だったそうです。そこで高野さんは、農家の方々に成功体験をしてみたらどうかと一計を案じました。それが神子原米のブランド化でした。自分たちが作っているものに

大きな価値があるという誇りを農家の方々に取り戻してもらおうとされたのでしよう。その後、農家の方々の出資によって直売所は設立され、売り上げを伸ばしていったそうです。地元農家の皆さんにその気になっていただくという、内に向けたアプローチの成果です。

それだけではありません。空き家への移住者の募集事業について高野さんは報道番組のインタビューで次のように答えています。

「過疎高齢化しているからお願いですから来てくださいとはやってないんです。選ぶのは村の人たちなんです」(二〇一〇年九月五日放送「新報道二〇〇一」(フジテレビ系列)より)。

当時七〇名ほどの移住希望者が待機していたようですが、村に移住できるのは住民による面接をクリアした人だけというしくみをとっていたのです。高野さんの言葉は、現在のシテイセールスが抱える問題の本質をずばり言い当てているように思います。「過疎高齢化しているからお願いですから来てください」というのは、外に向けたアプローチです。それに対して、「選ぶのは村の人たち」というのはまさに



写真3. 地域に溶け込み、地元で愛されている超神ネイガー ©Neiger Project

内に向けたアプローチです。地元住民の皆さんの誇りを大切にしたい住民本位、地域本意のアプローチであると云えます。

他にも例はあります。紙面の都合で詳細をご紹介することができませんが、ご当地ヒーローの元祖として知られる秋田県の「超神ネイガー」(写真3)や沖縄県の「琉神マブヤー」に、内に向けたアプローチの成果をみることでできます。両ヒーローともに地元の方言(秋田弁、ウチナーグチ)や風習、県民性(精神性)、つまり地域文化を

ふんだんに取り入れた作品となっています。いずれも地元では熱狂的な人気を誇っています。ヒーローショーや関連グッズ、映像作品等も大人気です。誰しも、懐かしさや共感を感じると、なぜか心が元気になるのです。このように地元の方々にとっては「ある!ある!」と大喜びできるようなキャラクターやストーリーなのですが、他所の人にとっては知らないこと、なじみがないことばかりです。セリフも方言ばかりなので、県外の人にはよくわかりません。「琉神マブヤー」のDVDでは、日本語字幕がつくほどです。営業でも県外にはほとんど出ていくことがありません。テレビ放送もヒーローショーも県外で見るとはほとんどできません。それにも関わらず、全国にファンは大勢います。「琉神マブヤー」に至っては、そのスピリアアウト作品となる「琉神ジュワラー」(テレビドラマ)がマレーシアで制作され人気を博しているそうです。徹底的に、内に向けたアプローチにこだわった結果、ご当地の人々に愛され、さらには外に対する求心力も発揮した結果、経済効果までももたらしているたいへん素晴らしいローカルビジネスであると言えます

す。

また、参考として、株式会社リクルートライフスタイルの「じゃらんリサーチセンター」が発行している月刊誌「とーりまかし」(二〇一五年六月号)に掲載されたデータ(表参照)をご紹介しておきます。ご当地愛と人気の観光地に相関があることがおわかりいただけるかと思えます。これもまた、**内に向けたアプローチ**が發揮する求心力の表ではないかと思えます。

内に向けたアプローチによる地域ブランディングを

シティブロモーションというと、地域外の人にウケることを第一に考えたくなる傾向があります。地元の人食べてもいない「B級グルメ」を創作する動きなどはその典型です。B1グランプリの主催者「愛Bリーグ(ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会)」のウェブサイトに「安くて旨くて地元の人に愛されている地域の名物料理」でまちおこしを目指すとの趣意が掲げられています。しかしながら、近年のB級グルメブームはその趣意とは大きくかけ離れ、焼きそばが話題にな

れば、ご当地焼きそばが、カレーが話題になればそれまで地元にはなかったご当地カレーがどんどん生まれてくるといった有様です。「愛Bリーグ(ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会)」のウェブサイトを見ると、こうした動きに危機感をもっておられることがよくわかります。

いわゆるゆるキャラブームに便乗したり、大河ドラマや映画の舞台になったりすることによって知名度を高めようとする気持ちはわからなくもありません。たしかに観光客を増やす効果もあることでしょう。しかし、それはあくまでも一時的なものです。ブームはいずれ去り、ドラマはいずれ放送終了を迎えるのです。こうした外向きのアプローチは地元住民の共感を呼ぶことができませぬ。地元の文化を愛する気持ちを刺激することがないからです。

将来にわたって持続力のある活性化を目指したいのなら、外向きのアプローチを脱却して、地元の文化を維持・再生・創造するような内向きのアプローチに転換し、地域の方々が愛着と誇りを感じることでできるよう

表2 旅行に行きたい都道府県トップ15

順位	都道府県	%
1	北海道	58.0
2	京都府	48.0
3	沖縄県	43.0
4	静岡県	28.0
5	大阪府	24.0
6	長崎県	23.0
7	宮城県	22.0
8	青森県	21.0
9	新潟県	20.0
	鹿児島県	
11	岩手県	19.0
	長野県	
	広島県	
14	石川県	18.0
15	兵庫県	17.0

※「ぜひ行きたい」の割合
※首都圏は対象外

出典:「ご当地調査2010」(じゃらんリサーチセンター)

表1 ご当地愛の強い地域トップ20

順位	都道府県	%
1	沖縄県	65.0
2	北海道	62.6
3	京都府	57.4
4	福岡県	54.0
5	宮城県	53.5
6	鹿児島県	50.5
7	滋賀県	50.0
8	大阪府	46.0
9	神奈川県	45.0
10	兵庫県	42.6
11	富山県	42.0
12	静岡県	40.6
13	岩手県	40.4
14	青森県	39.6
15	長野県	39.4
16	愛媛県	38.0
17	熊本県	37.6
18	長崎県	37.4
19	福島県	36.7
20	広島県	36.0

※「とても愛着を感じる」の割合

(出典)とーりまかし 2015年6月号(株式会社リクルートライフスタイル じゃらんリサーチセンター発行)より

な文化を地域ブランドとして確立することを勧めます。そうすれば、地元の方々の共感が喚起されます。そして、皆で協力して活性化に向けた活動に取り組み機運が高まります。そんな機運の高まりがみられる元気なまちであれば、他所の人々も放つてはおかないでしょう。視察する人も、遊びに行く人も増えてくるにちがいないあります。そして、訪れた方々は地元で活動している方々と食事をしながら、また

お酒を酌み交わしながら語り合いたくもなるでしょう。泊りがけで来る人も多くいることでしょう。せっかくだからと、地元の人がおいしい、おいしいと勧めてくれる野菜やお菓子をお土産に買って帰る人もいることでしょう。こうして、いつのまにか他所の人々による消費も増えてくるのです。**内に向けたアプローチ**による地域ブランディング。いま、それが求められているものと私は確信しています。

縮小社会における開発に有効な 五つの経営手法

木下 斉

一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス 代表理事



私は地方都市中心部において、不動産所有者との共同出資会社の経営、道路・公園・河川などの規制緩和を活用した新たな事業開発などに一五年來、従事してきました。一環してテーマにしてきたのは「経営」をまちづくりに導入するということです。

衰退問題が深刻化している地方においては、従来の方法論の限界を考えざるを得ない状況に至っています。衰退により、多くの人は地域を離れざるを得なくなり、減少する税収に対して自治体はサービスや人員を削り、さらに国からの交付金や補助金や借金への依存度を高める傾向が強くなってきています。

このような中、経営をまちづくり分野に導入し、従来の方法の課題を乗り越える要請は高まっています。しかし

ながら、未だ日本においては、まちづくり分野への「経営」に関する導入については、多大なる誤解と過剰なる期待が入り交じっています。

本論は今後の縮小社会における経営的手法の有効性と実際の導入に必要な観点について整理し、広くまちづくりに経営が導入され、「稼ぐまちづくり」が行われることを期待するものです。

再分配の「まちづくり」が 自力で稼ぐ「まちづくり」の転換

日本におけるまちづくり分野への「経営」の導入の必要性は、大きくはその社会的前提の変化によるところが多くあります。

我が国は明治維新以降、終戦前後の人口減少は例外として、一環して急激な人口増加社会を歩んできました。し

かしながら、既に人口縮小社会へと転換し、今後も継続的な人口減少社会を歩んでいくこととなります。これは、欧米におけるシュリンキングシティ（縮小都市）問題とはまた別に、「国単位での人口減少」と「都市単位での人口減少」の二つの人口減少を同時にかつ急激に経験することになります。

これまでの人口増加社会は、産業革命以降、先進国各国が経験し、特に日本はそれら欧米各国の都市計画を始めとした計画手法、開発手法、行政経営手法をもとにして、独自のモデルへと転換してきました。しかしそれらの学問の背景は、常に人口増加し「足りない」ものを如何にして、計画的かつ効果的に「提供するか」ということを中心に捉えられてきたわけです。

これまでは、そのような「増加対応

政策」の輸入を中心に展開されてきたと言っても過言ではありません。そして日本は他の先進国よりも一歩遅れて対応を行えるだけに、他国よりも進んだ増加対応策へとアレンジできたということもあったかと思えます。

それは、増加人口による「内需」の継続的な拡大を背景にしてきたため、経済や財政については、所与の条件として基本的に拡大基調を保っている背景のもとでの社会運営でした。個別施策の問題や失政による財政の非効率性も、拡大する経済、増加する税収によって見えにくくなっていったという点も否めません。

一方で、これからは減少人口を背景に「内需」は基本的にその量の増加ではなく、質的な転換を果たしていくことが求められ、経済も財政も減少基調

になるのは、既に九〇年代後半から地方都市において発生している状況です。

つまり、これからの地方に必要なのは、稼ぎの足りないものを支援するギヤップファンド型のものではありません。そのような支援では永遠に支援を拡大し、継続しなくてはならなくなってしまうですが、そのようなことは不可能です。それは稼ぎ柱であった東京でさえ、急速な高齢化により社会保障を中心に財政は厳しくなるからです。

本来、まちづくり、地域活性化とは、投資・成長のプロセスであり、再分配のプロセスではありません。しかしながら、東京と地方の格差を是正するために、地方活性化の意味合いで高度成長期に生まれた再分配型の予算配分が都市開発全般に用いられ、未だに生き残っているという問題があります。

むしろ、地方活性化を目指すまちづくりを行う上で、今必要なのは、地方の独自の自立・成長に向けた「稼ぎ」につなげる事業です。開発についても、従来型の単に予算がくるから開発、ではなく、自分たちの地域が豊かになるための仕掛けを含めて開発しなければなりません。

足りないものを東京から分配しても、足りないのではなく、経済を内発的に成長させ、それに伴う税金を確保し、公共サービスを支えていくという構造への転換が必要となっています。

縮小社会においては、供給によって問題解決ができた時代の方法をそのまま採用すると、地方はますます衰退してしまう恐れがあります。逆に方法論を転換すれば、人口縮小社会を過度に悲観視する必要はないと考えています。

経営で人口減少局面を乗り越える

人口減少は、これまで急速に人口増する中で、一貫して拡大しなくてはならなかった社会インフラや公共サービスの見直しの契機となり、量よりも効率性に目を向けることが可能になるということでもあります。限りある資源での効率的な経営と向き合うことが、落ち着いてできるようになったとも言えます。

かつては、人口急増社会のことを「人口爆発」と呼んで、人口増が様々な社会問題を引き起こすとして問題視されていたことも忘れてはいけません。

地域経営、自治体経営を見据えた際

に、人口増加も問題であり、また人口減少も問題であるわけです。つまり社会の変化そのものが経営課題で、それをどう解決するか、ということこそ経営の本分でもあります。

これまで、地域分野、まちづくり分野では「経営」という意識を強く持つことなく行ってきたのは、人口増加社会であり、清く正しく美しく物事を運営しさえすれば、マクロ的な拡大によってどうにかやってきたからです。しかしこれからは違います。縮小局面こそ、経営と向き合い、限りある資源を効果的に地域に投資・配分するという転換を行う必要がでてくるわけです。

所与の条件ではなく、自らの手によって経済活動を喚起し、税金を拡大しうる施策を考え、人々の生活を支える公共サービスを守らなくてはなりません。

逆に言えば、やるべきことは明白であり、従来の常識や当たり前ではないやり方を逆転させれば良いだけです。

制度支援型の補助金が衰退加速制度になった、二つの理由

従来型のやり方の一つに、まちづく

り分野での補助金支援策があります。拡大社会において有効に機能した場面もあったものの、縮退社会においては衰退を加速させるような制度になっています。

人口増加社会は、供給が社会問題でした。例えば人口が増加するのに住宅が足りない、出店希望者が多いのに商業ビルが少ない、道路・上下水道などが社会問題でありました。そして何より、拡大はわかっているにもかかわらず、信力が地方自治体、企業などになかったという状況もありました。その際に、国などが信用与信力（資金力）のギャップを埋める、自治体が地元企業の資金調達能力を補完するために、補助金という仕掛けが、計画経済的に機能した時代がありました。

しかし今は、これが逆転しています。人口縮小社会においては、需要が社会問題です。つまり、ひと通りのものが整った。活用する人が圧倒的に少なくなったり、既に整備したもののさえ維持するのに必要な需要が存在せず維持できない、といった問題です。

このような時代に、補助金制度を展

特集

活力ある持続可能な地域・まちづくり

開しても、地方は需要が問題であるため、不必要な供給が加速され、ますます全体の負担が重たくなっていき、衰退を加速させられることとなります(図1)。

さらに、支援を受けた施設経営も、かつてのようにマクロで経済力、税収が共に拡大する時代とは異なり、個別の経営努力によってその成果は左右されるようになっていきます。そのため、個別の施設経営に必要な資金については、地元の経済・財政から長期的に拠出可能であるかを細かに検討しないと、大変なことになっていきます。

昨今では「朽ちるインフラ」問題に端を発して、公共施設白書が各自治体で作成され、課題の整理が始まっているものの、地元の経済・財政で支えきれない現実が見えています。かつて維持費や更新費用についての検討が足りなかったためです。

しかしながら、未だ新規開発においては、総事業費が中心の議論となっています。そのため、供給は既に十分であり、需要が問題である地方においては、開発後の維持費・更新費用がさらなる重荷になってしまうわけです。

例えば、三〇億円の建設費がかかる

プロジェクトも、実はライフサイクルコスト全体をみれば、開発費の四〜五倍はかかると言われ、つまり全体で一八〇億円規模に達する場合もあるわけです。しかしながら、未だに総事業費中心の議論だけにとどまり、そこへの国費支援規模などで意思決定が進められたりしているわけです。

結果として、国からの支援はライフサイクル全体でみれば限定的であり、様々な特別措置で建設時での補助率などが上乘せされたとしても、たかが知れているとも言えます。

人口増加社会であり、供給が足りない時代であれば、供給後にこれだけの費用を地元の民間の経済成長、自治体の税収増加によって賄うこともあまり考えずに可能であったかもしれませんが、しかし、人口縮小社会では、一六五億円を十分に稼ぎ出すだけの経営モデル、長期財政計画が求められるわけです。しかしそのような議論は未だ限定的です(図2)。

これからの開発事業はこのような前提を踏まえた上で、確実に地方において「プラス」にできる規模と内容で検討しなくてはなりません。ライフサイクル全体をみて無理があれば、開発方

図1. 国から地方への支援機能における構造的課題

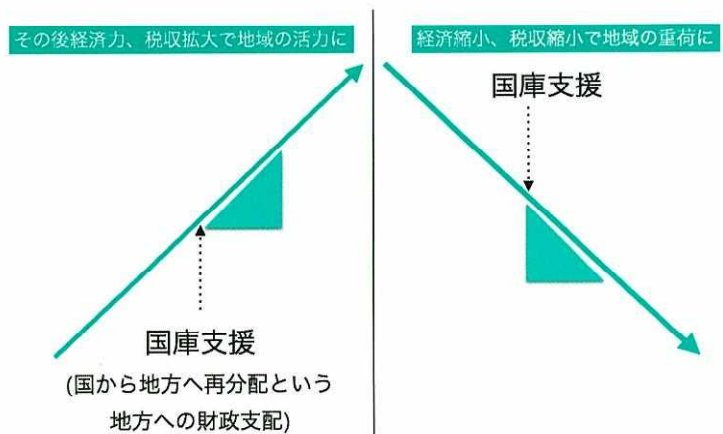
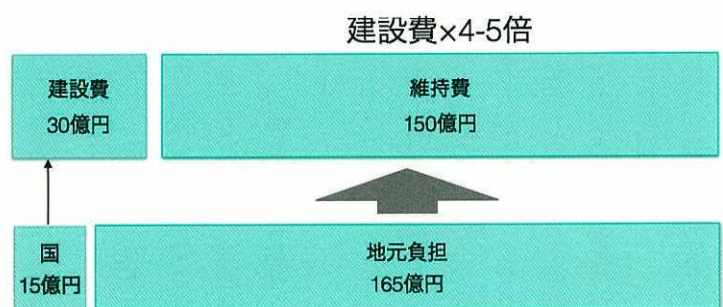


図2. 開発から維持費をトータルでみた時の判断



法を抜本的に変えていく必要があります。これからの縮小社会における開発方法が、今まさに求められていると言えます。

縮小社会における開発効果への経営導入、五つのポイント

縮小社会において、開発効果で地域に活性化を生み出すためには、(a) プロジェクト収支が黒字になり、(b) さらに開発を通じて民間の経済活動が

黒字化し、(c) 自治体も収支が黒字になるという構造を実現する必要があります。

三ついずれかがマイナスになった段階で、その開発行為は縮小社会において地方衰退要因になっているという判断をすることが基本です。プロジェクト全体、関わる民間、自治体、という三者が黒字にならなくてはなりません。

(1) 逆算開発の徹底
従来開発方式は、供給サイドで予算

や仕様を固めて開発を進め、最終的に営業を行うモデルでした。しかし、需要サイドに問題があるこれからは、先回り営業を徹底することによって、開発規模の最適化を図る必要があります。

公共施設開発においても、長期財政計画や人口見通しなどによるライフサイクルコスト全般からの逆算を基本としていくべきです。さらに、可能な限りその税支出については、複合施設化によって民間事業床部分での家賃管理費で捻出する構成にする、低負担開発モデルを徹底しなくてはなりません。

行政が先行投資して経済が開発されることは、これからの縮小社会ではありません。しっかりとした先回り営業によって割り出された具体的な数字に基づいて、開発規模の適正化を図る必要があります。

〔図3〕は小規模リノベーション物件に関する事例ですが、四年投資回収を見込んだものです。従来の開発方法に則り、不動産オーナーと建築関係者が集まり最初に仕様を固めて四〇〇〇万円を投資してしまつと、年間一〇〇〇万円の家賃収入が必要になります

が、それだけの家賃支払い能力があり、最適な店舗は実際にはまちに存在しなかったりします。そこで、往々にして空き店舗補助金を活用して、といった話になったりするのですが、そんなことをしても、最適化されません。というのは、金額だけでなく、施設スペースは限りなく顧客希望に適合すべきであり、やはり先回り営業をして、顧客を決めて具体ニーズを明確化しないと不可能なのです。

逆に、顧客営業を行った上で、支払い可能家賃を算定し、そこから逆算すれば、無駄なく、顧客が必要とするスペックの内装を四年投資回収で計算して最適化することが可能になります。

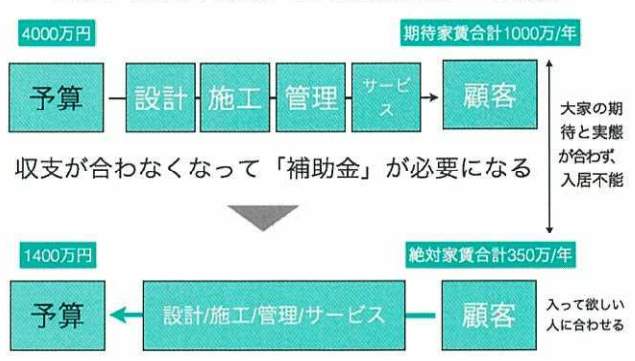
このように需要側に問題がある場合は、需要サイドの問題を一番最初に解決する必要があります。これは新築開発においても同様で、施設仕様を固める前に営業を行い、その上で開発を考えると必要ありません。公共施設においても同様に長期財政計画、公共施設の再編計画などを多角的に検討し、その確定した情報に基づいて考えなくてはなりません。

(2) SPCによる責任の明確化、単独採算モデルの徹底

開発事業において問題が発生する事例のほとんどは、責任の所在・意思決定者の不明瞭化にあります。これまでは、地域活性化などを狙う事業では広範な地元団体を絡め、さらに自治体が出資を手厚く行い支援をする形式が多く見られました。場合によっては、このような形式で設立された第三セクターはほぼ自治体とイコールで信用与信を受けている場合も多く、本来あるべき自立した第三セクターとも言えないような状況に陥っているゾンビ状態のものも多くあります。

今後の縮小社会においては、そのような形式では決して事業はうまくいきません。あくまで行政の関与は出資をするにしてもマイナー出資であり、あくまで独立した特定目的会社(SPC)として設立されるべきであり、民間企業として貫徹する必要があります。投資を受けられる場合にも、自治体に信用与信面での支援などを受けければ、確実に事業は歪み、失敗し、地元の財政負担になるだけです。それであれば、最初からやらないほうが地元のためにな

図3. 先回り営業による逆算方式への転換



顧客の支払い可能家賃から開発予算を逆算すれば良い

ります。公共施設・民間施設などの区分けなく、SPCによる単独採算モデルを徹底し、プロジェクトファイナンス形式での資金調達を基本として行動する。つまり、地元で開発を推進するのであれば、民間側が自らのビジネスとして責任をもって取り組む、「行政に頼らぬ覚悟」を持たなくてはなりません。私が投資していたり、経営に関与する各地のまち会社においても、これを徹底しています。結果として、合理的

な資金調達が可能ではない。赤字になることが確定している歪んだ事業モデルは、決して進めることができません。だからこそ、事業が適正化され、確実に地元プラスになるプロジェクトとすることが可能になっていきます。

眉唾の経済効果や、波及効果などで妥当性を認めさせるようなやり方は縮小社会では通用しません。しっかりと個別プロジェクトでの黒字化を徹底することが基本です。

経営の基本は、「決める人を決めること」にあります。皆で決めるなんて曖昧な話は、結局は誰も責任をとらないという話になっていきます。まちづくりは、往々にしてそのような構造で過ちを繰り返してきています。

(3) 計画・開発・運営の一体化
 これまでの開発事業では、供給がポトルネットワークの場合には分業化を図り、ベルトコンベアのように流れ作業で開発を進めたほうが合理的でした。

しかしながら、これからはそのような画一的な方法では、縮小スピードも異なる、需要構造も異なる個別事業では問題が発生します。何より、逆算開発の徹底を行う場合には、運営を先に固めた上で、計画にフィードバックし

て幾度となく見直しをかけていく必要が発生します。

そのため、縮小社会においては「計画・開発・運営」を(2)で述べたようなSPCが一括して責任をもって進めていくことが基本になっていきます。

計画は誰かがやって、開発も誰かがやって、あとは運営に引き渡されていくようなやり方は、今後はますますうまく機能しなくなります。現状においても、計画業務はコンサルに外注し、開発は建設会社に投げられ、そして最後の運営を指定管理者制度を活用して外注などするものの、入札不調で予算の積み増しが迫られるような公共施設が発生しています。さらには、そうではなくとも、運営を開始して一二年でテナントのほとんどが抜けてしまうような公民施設事例も少なくありません。それは端的に言えば、運営から逆算して適切な計画見直しを図らず、一方通行のように前時代的開発方法を進めてしまった結果と言えます。

今後は、この三段階を一体化して進める必要があります。小規模自治体の場合には、いわゆる一般的な入札を行うよりも単独SPCに委任し民間での指値開発や見積もり調整を経たほうが

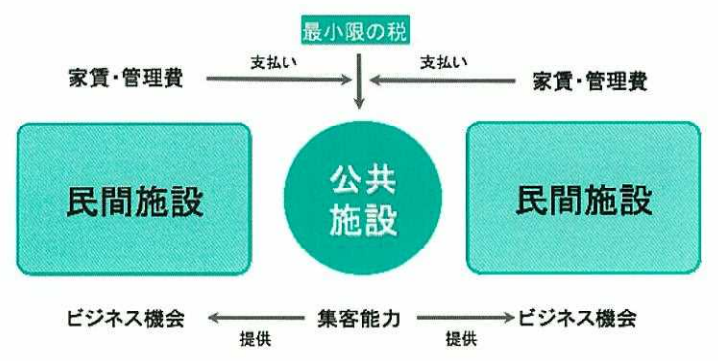
低コスト化が図れる場合も出てきます。プロセスの一体化と共に従来の方法に拘り定規に従うのではない、プロセス自体の見直しも図る必要があります。(4) 公共施設の集客機能をテコにした経済開発十歳入増加

縮小社会においては、これまで地域内で官民で分けていた区分を壊すことが求められます。限りあるリソースを最大限に活かすためには、統合化というのは極めて重要な方法です。

しかしながら、官民合築施設といったものは過去にもあり、経営的に失敗している事例が多数見られます。その原因は極めて簡単です。行政側が補助金や運営予算を捻出すると共に、仕様設計についても公共施設を前提とした内容を求めるため、民間施設部分まで過度に高コストな体制となってしまうからです。坪二〇〇万円などを超える公共建築と同スペックの施設で商売は成立するはずがないのです。それは、郊外では超低コスト建築でモールがあったり、不便な立地にある配送センターを活用するネットチャネルなどがあつたりするからです。

今後はこのような構造を全く逆にする必要があります。民間施設のスペック

図4. 民間施設の家賃管理費によって軽い公共施設を実現



クで施設全体を整備し、その一部を公共施設が共有するという方式にし、この施設全体は(2)のSPCが、(3)の計画・開発・運営を一体化して実施することが有効です。

公共施設は集客能力を持ったため、民間施設の家賃管理費を引き出すことが可能になり、そこから得られる家賃管理費で、公共施設部分の施設維持費は稼ぎだす事業計画にします。それであれば、最小限の税で公共施設を経営することができま

図書館部分の躯体費用は民間施設の家賃管理費で賄い、図書購入費や人件費などを手厚く捻出できます。

基礎的自治体としては固定資産税収入なども得られるため、それらを最小限の税の財政根拠とすることも可能になります。

このような事業構成で開発することが、今後の地方都市における開発では極めて有効になっていくと考えられます(図4)。

(5) 金融で事業適正化を行う

支援制度ではなく、金融による開発事業の推進が縮小社会において重要な経営的な手法の要となります。これには二つの理由があります。

一つは、当然ながら逆算開発をし、公民施設の組み合わせなどによって稼げる開発プロジェクトを適切に設計できれば、投融資がつくこととなります。もし投融資がつかなければ、そのプロジェクトは地域にとって何らかのマイナスを生み出す負担開発であるということですが。

もう一つは、地域内に蓄積している資金を地域のその後の経済力拡大、財

政力拡大に繋がるものに投融資し、適切な金利収入・配当を受けることで、地域内の預貸率改善・資金循環の確保を図ることを目指します。何より地域外からの交付金や補助金への依存度を低下させ、地域内の資金での開発を行うことは、地方の自立的成長に向けて極めて重要な変化を生み出せます(図5)。

新しく旧い経営とまちづくり
——江戸にも学ぼう

本論は、縮小社会における経営を基軸とした開発行為のあり方について整理をしました。経営は決して机上の空論ではなく、具体的な実践行為から抽出され、体系化されていくものです。

そのため、ここで解説をしてきた内容は、私が直接的に経営に関与する地方のまち会社、もしくは私が役員を務めているエリア・イノベーション・アライアンスに加盟するまち会社、公民連携事業機構が関与するエリアにおいて実践している内容から抽出をしています。

経営は限られた資源を有効活用し、

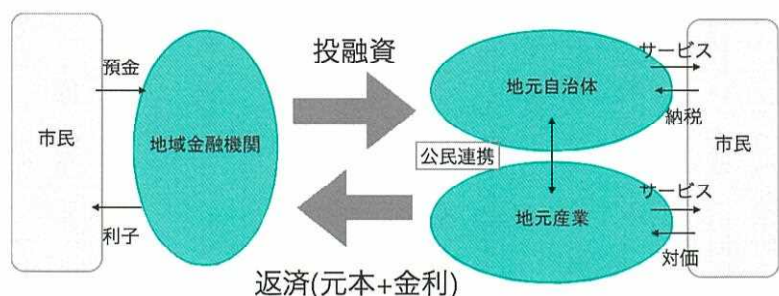
さらにゴーイングコンサーンを基本として推進されるため、縮小社会においても重要視されるものです。

実際に日本において、江戸時代後期の縮小社会局面にあった北関東から東北エリアの農村再生で実績を上げた二宮尊徳による「報徳仕法」も同類のモデルです。彼は実践を通じて、資源の有効活用を実行するための「分度」という収支管理と、「推譲」を基本とした五常講などの金融とを組み合わせて、縮小から成長へと大きく農山村を開発することに成功しています。さらにそれだけでなく、それら地域の藩財政の再生まで成し遂げています。また彼は優秀な土木技術者でもあったので、社会資本整備までも統合して実行し、生産力、財政力につなげる開発を達成しています。

我が国においては、経営という知識がまちづくりに導入されることが重要です。しかしそれは決して新しいことばかりでなく、同じ日本が縮小社会の局面で悩んでいた江戸時代には、もっと具体的な事例が山ほど残されていたりするという事実もあるわけです。

縮小社会の危機感を単に煽るだけではなく、新たな時代の方法論の開拓に向けて私達は過去からも学びながら、また新たな知識を取り入れていく姿勢が求められています。日本において「経営とまちづくり」は、実は新しくとも古い関係にあるということを確認し、これからの縮小社会局面で取り入れていくことが重要ではないでしょうか。

図5. 縮退社会における必要な地域内資金循環と成長



縮小社会の危機感を単に煽るだけではなく、新たな時代の方法論の開拓に向けて私達は過去からも学びながら、また新たな知識を取り入れていく姿勢が求められています。日本において「経営とまちづくり」は、実は新しくとも古い関係にあるということを確認し、これからの縮小社会局面で取り入れていくことが重要ではないでしょうか。

地方自治体の歳入拡大の取組み

持続的な財政運営をめざして

牧瀬 稔

一般財団法人地域開発研究所 上席主任研究員
法政大学大学院 公共政策研究科 兼任講師

はじめに

日本は人口減少社会を歩んでいる。人口が減少することによる弊害は多々ある^{※1}。その中で指摘しておきたいことは、「生産年齢人口」が減少することにより自治体の「歳入」^{※2}が縮小することである。歳入とは「会計年度における地方自治体の一切の収入」と定義できる。そして歳入は大きく分けて、**歳入と税外収入**がある。

本稿は、現在自治体が取組んでいる**歳入と税外収入**について紹介していく。特に、**税外収入**（ふるさと納税、命名権・ネーミングライツ、クラウドファンディングなど）に焦点を当てて言及する。本稿は、読者に「自治体はこんなことも実施しているんだ」と理解してもらうための事例紹介である。

^{※1} もちろん人口減少によるメリットもある。人口が少なくなることにより、全体として二酸化炭素排出量が削減される。その結果、地球環境にやさしい生活の実現が考えられる。また、食料難の回避も思いつく。人口が減少する中で、現在の食糧生産力を最低限維持していけば、食料自給率は必然と上昇する（もちろん、海外との関係もあるため、このように単純には進まないと思われる）。さらに土地の取得可能率の上昇も考えられる。その結果、国民の多くが持ち家を取得する可能性が高まる。

^{※2} 市町村の歳入には、税金のほか主にものとして**国庫支出金、使用料・手数料、分担金・負担金、地方交付税、市債**といったものがある。そして歳入は、市町村が国や都道府県に依存しない**自主的に調達できるかどうかで「自主財源」と「依存財源」に分類**することができる。

歳入を増加させる取組み

歳入を増加させる取組みは多々ある。例えば、**企業誘致や起業支援**による法人市民税の拡大が考えられる。また、**生産年齢人口を中心とした人口の移入**により、**個人市民税**などの増加を

めざすことも重要な取組みである。歳入が増加しないことには、よい行政サービスを積極的に展開することが難しくなってくる。そのため自治体は**創意工夫を凝らして歳入の拡大に取組んでいる**。ここで言及したのは、**歳入拡大の王道**である。

一方で、**歳入を増やすためのニッチな取組み**もある。ニッチと言いつつも、極めて重要な活動である。その中で特徴的な事例を紹介する。まずは**徴税率をあげる**ことが考えられる。実は、現時点において**税金が一〇〇%徴収**されているわけではない。総務省が発表した「二〇二二年度道府県税徴収実績調」を読むと、**道府県民税は九三・一%**となっている。つまり約七%の人が道府県民税を納めていないことになる。歳入を確保していくためには、**徴税率**とい

う数字を高めていくことが求められる。例えば、二〇二二年に静岡県は徴税率を前年より〇・六%アップした。その結果、一二億二〇〇万円ほど**歳入**が増加した。何よりも、まずは**徴税率**を高めることが重要である。

次に**不納欠損額**をなくしていくことも大切である。不納欠損額とは「徴収が困難と認められ一定期間が経過し、法律に該当し納税義務が消滅した税金」や「破産や競売など法律手段にかかわらず徴収が困難な税金」などである。簡単に言えば「**滞納されたまま徴収できない税金**」となる。

日本放送協会（NHK）の調査によれば、**都道府県に滞納された税金や地域振興などのために自治体が貸し付けたまま焦げ付いた金などの回収不能金**が二〇一三年度までの五年間で約五四



一二億に達していることがわかった。最も多かったのは東京都で約一〇三七億円であり、次いで青森県が約四四七億円となっている^{※3}。不納欠損額をなくし、確実に税金を徴収することも求められる。

さらに法定外税も考えられる。法定外税とは、地方税法で定められている税目以外で、自治体が独自に条例を定めて課する税になる。法定外普通税と法定外目的税がある。普通税は、徴収される税金の使い道を特定しないで賦課され、自治体の一般経費となる。そして目的税は、徴収される税金の使い道を特定して賦課され、その特定された使用目的や事業の経費とされる。

総務省の発表によると、二〇一四年四月一日現在において、法定外普通税を採用しているのは一九団体ある。熱海市の「別荘等所有税」や太宰府市の「税・歴史と文化の環境税」等が該当する。一方で法定外目的税は三六自治体で実施されている。富士河口湖町の「遊漁税」や東京都の「宿泊税」等がある(表1)^{※4}。なお、二〇一二年度決算額で三六四億円となっており、地方税収入に占める割合では〇・一一%である。

^{※3} 詳細は次のURLを参照されたい(二〇一五年七月一日アクセス)。
<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/kaisyuhuno/>

^{※4} 二〇一五年七月八日付の日本経済新聞の記事によると「観光地などの地域振興を担う自治体や事業者の財源として、法定外税の活用を促す提言を経済産業省の研究会がまとめた」とある。同研究会は、「国などの補助金に頼らず、税の仕組みを使って安定的な財源を確保し、観光地の魅力を高める施策に使うべき」と指摘している。

法定外税は、各自治体の課題や重要施策に応じて設定できることが利点である。地方創生という波は、自治体に独自の政策を求めつつある。その地方創生の潮流と共に、自治体は独自の税である法定外税の実施を検討してもいい時期に入っているだろう。

税金によらない収入(税外収入)の拡大

前述では、歳入は大きく分けて「税収」と「税外収入」があると説明した。今後は、税外収入を増やしていく視点も重要になってくるだろう。税外収入とは「税金によらない収入」である。以下では、税外収入の取組みを紹介する。

(1) 使用料、手数料

地方自治法には「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入」(第二三一条の三第一項)が明記されている。同条文に明記されてい

る「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料」は税外収入である。その中で、使用料と手数料を言及する^{※5}。

使用料とは「行政財産の使用又は公の施設の使用への対価」になる(地方自治法第二二五条)。その内容は、体育館や駐輪場等の公共施設の利用等になる。昨今は「受益者負担の原則」という考えから行政サービスの無料化を止め、手数料や使用料をとる事例が増加している。受益者負担の原則とは「特定の行政サービスに必要な経費にあてられるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること」や「利用者が受けた行政サービスについて、その費用を税金ではなく、受益者(利益を受ける者)が負担すべき」と捉えられる。

次に、手数料とは、「特定の者のためにする事務への対価」という意味がある(地方自治法第二二七条)。具体的には、住民票や戸籍抄本の写し等、各種証明書の取得、粗大ごみの回収等が該当する。この使用料や手数料を上げていくことも一案だろう。なお、二〇一二年度に自治体が集めた使用料と手数料は、歳入総額の約二・〇%のみ

表1. 法定外税の事例

自治体	名称	税額・税率	税収	税収使途	開始時期
富士河口湖町	遊漁税 (法定外目的税)	1回200円	9,969,800円 (2011年度)	主に駐車場やトイレの整備、湖畔清掃などの財源にし、環境整備と環境美化に使われる。	2001年 7月
東京都	宿泊税 (法定外目的税)	1人1泊あたり ・1万円以上1万5千円未満の宿泊は100円 ・1万5千円以上の宿泊は200円	1,037,328,700円 (2010年度)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に活用する。	2002年 10月
熱海市	別荘等所有税 (法定外普通税)	所有している別荘等の床の延べ面積1平方メートルにつき650円の割合で課税	567,585,800円 (2012年度)	生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備)や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備及び各種行政施設の整備等に使用する。	1976年 4月
太宰府市	税・歴史と文化の環境税 (法定外普通税)	駐車行為1回につき ・原付自転車を含む二輪車 50円 ・乗用車 100円 ・マイクロバス 300円 ・大型バス 500円	6,302,800円 (2011年度)	観光・産業の振興、環境の保全等まちづくりのために使用する。	2003年 5月

となつている(総務省『平成二六年版 地方財政白書』)。

^{※5} 分担金とは、例えば公共下水道等を整備するための事業に要する費用の一部について、公共下水道等の整備により利益を受ける住民に負担してもらうことを意味する。

加入金とは、例えば水道の新旧使用者の負担公平を図るため、新たに水道を利用する場合や既存給水管の口径を大きくする場合などにおいて、水道施設拡充や水源確保に要した費用の一部について利益を受ける住民に負担してもらうことを意味する。

過料とは、過料は行政罰であり罰金や料と異なる（刑罰ではない）。自治体が条例により設定できる罰則である。過料を有名にしたのは、「千代田区生活環境条例」である。千代田区条例は路上喫煙を禁止しており、違反者には二〇〇〇円の過料を科している。

(2) ふるさと納税制度

既に市民権を得たふるさと納税制度も税外収入である。同制度は「納税」という二文字がある。しかし実際は「寄付」になる。同制度の趣旨は「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という考えのもと誕生した（総務省『ふるさと納税研究会報告書』）。

現実的には、自分とは関係のない「ふるさと」に寄付をすることが多くなっている。その理由は、自治体の中には、寄付に対する「お礼」の特典として、その地域の特産品や名産品を謝礼品として送っているからである。そして昨今では、謝礼品が過熱している。中之

条町（群馬県）や真室川町（山形県）は「一日町長体験」を謝礼品として用意している。宮津市（京都府）は、宮津湾を望む「住宅分譲地を無償譲渡する」ことを謝礼品として用意したが、総務省から「待った」が入り断念することになった。いずれにしても、よくも悪くも謝礼品が過熱化している現状がある。

ふるさと納税制度を紹介するサイト「ふるさとチョイス」^{※6}の調査によると、二〇一四年のふるさと納税の上位の平戸市（長崎市）、玄海町（佐賀県）、上士幌町（北海道）、綾町（宮崎県）の自治体は、ふるさと納税による寄付が個人住民税を上回ったことがわかった。平戸市の二〇一三年度の寄付額は三九一〇万円であった。しかし同年八月に寄付に応じて得られるポイントでカタログから特産品を選べる制度を導入したことにより、二〇一四年度は約一三億円に拡大した。

ふるさと納税制度は、国が意図した目的とは違う方向に進みつつある。しかし税外収入の獲得をめざして、自治体が創意工夫を凝らした取組みを展開している点では評価できるだろう。

^{※6} 次のURLを参照されたい（二〇一五年七月）

五日アクセス。http://www.furusato-tax.jp/

(3) 命名権（ネーミングライツ）

税外収入として「命名権」（ネーミングライツ）も注目される。命名権とは「企業の社名や商品ブランド名を公衆施設等に名称として付与する権利」と定義できる。公共施設等の所有者である自治体が命名権を企業に提供（売り）し、その売却益を受ける仕組みである。企業にとっては公共施設の壁面やイベントのパンフレットなどに社名や自社の商品ブランド名を掲載することにより、認知度の向上といったアピール効果を狙っている。

具体的な事例として、横浜市の横浜国際総合競技場は「日産スタジアム」となり、五年間で二三億五〇〇〇万円の税外収入を得た。（表2）は命名権の事例になる^{※7}。最近では、川崎市は川崎富士見球技場の命名権を富士通株式会社が付与した。命名権の契約期間は二〇一五年四月から五年としている。そして命名権料は年額一〇〇〇万円となっている。以前は億単位の命名権があった。しかし最近はよくても一〇〇〇万円という命名権が多くなっている^{※8}。

命名権を実施する自治体は、以前は

表2. 命名権活用の事例

旧名称	新名称	契約額	契約期間	地域
東京スタジアム	味の素スタジアム	14億円	6年	調布市
横浜国際総合競技場	日産スタジアム	23億5千万円	5年	横浜市
渋谷公会堂	渋谷C.C.Lemonホール	4億円	5年	渋谷区
大分スポーツ公園総合競技場	九州石油ドーム	2億1千万円	3年	大分市
新潟スタジアム	東北電力ビッグスワンスタジアム	3億6千万円	3年	新潟市
大宮公園サッカー場	ナックファイブスタジアム大宮	1億8千万円	6年	さいたま市
鳥取市営サッカー場	とりぎんバードスタジアム	300万円	3年	鳥取市
吉野サンビレッジ	吉野マル英サッカー場	300万円	3年	常総市

資料) 牧瀬裕・戸田市政策研究所 (2009) 「政策開発の手法と実践-自治体シンクタンク「戸田市政策研究所」の可能性-」東京法令出版

「命名権を実施して税外収入を得る」という目的が多かった。最近では「命名権を実施して事業そのものを担ってもらおう」という取組みも増えている。税外収入を得ることではなく、（命名権を得た民間団体の）事業の実施が目的となっている。東武東上線と光市駅には「和光市駅前 トイレ診断士の厠堂」と青い看板がかかった公衆トイレ

特集

活力ある持続可能な地域・まちづくり

がある。同トイレは命名権である。この命名権により、和光市には税外収入は入らない。その代わりに、命名権を得た民間団体にトイレの改修等をしてもらう契約となっている^{※9}。同様も広がりつつある。

^{※8} 東京スタジアムの事例は、味の素株式会社から株式会社東京スタジアムにネーミングライツ契約に基づき一四億円が支払われたのであり、調布市に税外収入として入ったわけではない。

^{※9} 命名権の販売、購入等については、次のサイト(命名権.com)が詳しく(二〇一五年七月一五日アクセス。http://www.namingken.com/)

^{※10} 詳細は、和光市のホームページを参照していただきたい(二〇一五年七月一五日アクセス。http://www.city.wako.lg.jp/home/niryoku/citysales/14893.html)

(4) クラウドファンディング

最近、自治体に「クラウドファンディング」(Crowdfunding)が浸透しつつある。クラウドファンディングとは「個人や団体の企画立案者が、通常インターネットを通じて、不特定多数の支援者から事業実施のための財源や活動資金を調達する手法」と定義できる。クラウドファンディングは、「群衆」(crowd)と資金調達(Funding)を組み合わせた造語になる。

鎌倉市は、鎌倉を訪れる交流人口を

快適に、より楽しく周遊してもらうことをめざして各地に観光施設を整備している。その一環として観光スポットを案内する観光案内板を市内約一四〇カ所に設置している。同市は、新しく一〇カ所に観光案内板を新設することになり、クラウドファンディングを活用することとした。鎌倉市は、この取組みを総称して「かまくら想いプロジェクト」としている。

かまくら想いプロジェクトは、二〇一三年一月一日から二月三日の二か月間実施した。観光案内板を設置するには一基につき約一〇万円の費用が必要となる。そこで一口一万円として寄付を募り、寄付者の名前を新設する観光案内板に刻むことにした。鎌倉市は寄付を集めるのに二か月間を想定していたが、わずか三週間で見目標金額の一〇〇万円が集まり終了した(写真)。

今回の成功事例は、「鎌倉が好き」や「鎌倉を応援したい」と思う全国の鎌倉ファンのもちづくりの一翼を担う参加意識と、特典である観光案内板への名前の刻印といったプレミア感が支援者(出資者)の心を動かしたといえる。



かまくら想いプロジェクト
左：観光案内板
上：観光案内板の下に設置されている銘板



鎌倉市はクラウドファンディング以外にも、税外収入として、ウェブサイト・観光冊子に民間団体からの広告を掲載し、年間約二五〇万円の広告収入を得ている。また二〇一三年には、海水浴場の命名権にも取組み、鳩サブレ¹で知られる豊島屋が年間二二〇〇万円で一〇年間の権利を得ている。

おわりに

鎌倉市はおもしろい取組みを進めている。それは「Suica」といった非接触型ICカードを活用した寄付(税外収入)も検討している。これは「Suica」をかざすと寄付ができる取組みである。現在では法的規制があるため、鎌倉市は国に特区申請をしている。同市は様々な観点から税外収入を拡大しようと試みている。

また某自治体はある事業に関して特許をとり、その特許収入を税外収入としている。さらに別の自治体は地産品をブランド化し、地産品名に商標を登録し売り込むことで、ライセンス収入(税外収入)を増やそうと画策している。そのほか税外収入を進める観点は、多々あると思われる。新しい税外収入を発掘したり、創り出すことも、自治体の政策力が試されている。

本稿では、いくつか税外収入の視点を紹介した。しかし基本は税金を高め、確実に徴収することである。税金確保をおざなりにして税外収入に躍起になるのは本末転倒である。この点は注意しなくてはいけないだろう。

長崎県 大村市

CLOSE UP
人づくり⑨

「日本一住みたくなるまち」。大村市が都市計画マスタープランに掲げる都市将来像だ。事実、県内の二三市では唯一人口が増え続けているという。今後も持続的に発展していくために、どのようなまちづくりを展開していくのか。人材育成の取り組みとあわせ、そんな興味も持ちながら、六月二十九日、大村市役所を訪ねた。

大村市のプロフィール

まず、市のプロフィールを紹介する

と、大村市は長崎県のほぼ中央部に位置し、東は多良山系、西は波静かな大村湾に囲まれた、人口約九万四〇〇〇人（平成二七年四月現在）の自然豊かな都市である。

古くは、日本初のキリシタン大名である大村純忠が統治した城下町で、純忠は一五八二年、天正遣欧少年使節をローマに派遣し、日本とヨーロッパの交流に大きな役割を果たしたことも名高い。明治期以降は、陸軍歩兵連隊や海軍航空隊、更に昭和一六年には、当時東洋一といわれた第二海軍航空廠が置かれ、第二次世界大戦まで「軍都」として発展した。鉄道大村線の開通、大村平野の都市化など、現代につながる大村の都市計画の大枠がつけられたのもこの時期である。

現在は、世界初の海上空港である長崎空港から六km、長崎自動車道大村ICから二kmと交通アクセスに優れた利便性を生かし、企業誘致も盛んだ。二つの産業団地「大村ハイテクパーク」「オ



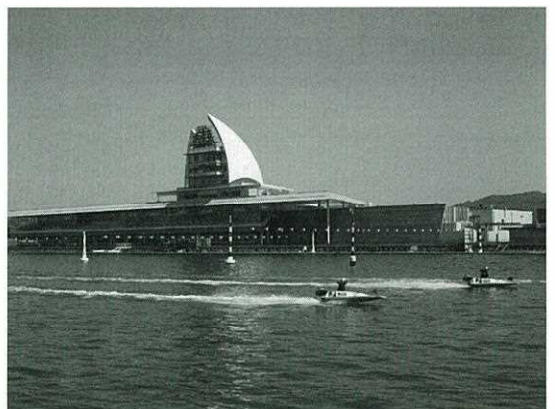
大村市庁舎



「日本さくら名所百選」の地に選定されている大村公園

フィスパーク大村」には県の研究施設や高度技術型の製造工場などが集積し、多くの雇用を生んでいる。

観光面を見ると、大村城址の外堀を利用してできた大村公園は、二〇〇〇本の桜をはじめ、三〇万本の花菖蒲が公園内を彩り、春の花見シーズンには多くの人々で賑わう。このほか、大村純忠ゆかりの史跡やキリシタン禁制の厳しい弾圧の歴史を物語るキリスト教関連遺産の数々、景勝地・野岳湖公園、農業のいわゆる六次産業化で人気の体験型農村交流施設「おおむら夢ファーム・シユシユ」などの観光資源がある。また大村市は、一九五二年に全国初のモーターボートレースを開催した「ボ



帆船をイメージした大村ボートレース場の新スタンド

ートレース発祥の地」としても知られる。一時はレジャーの多様化や景気低迷の影響などで赤字に転落し、存続の危機に直面したが、市では「大村ボート再生のための経営戦略会議」を立ち上げるなど経営再建に着手、三年で黒字に転換した。その収益は大村の福祉政策を支える財政基盤となっており、今年三月には更なる収益拡大を狙い、スタンド施設を建て替えた新ボートレース場がオープンした。

新幹線効果で新たなまちづくり

平成三四年春の開業に向け、博多と長崎間を一時間七分で走行する九州新幹線・西九州ルート（長崎ルート）の建設がはじまっている。大村市には新



扇状地に広がる大村市街。手前の丘陵地に立地するのが大村ハイテクパークとオフィスパーク大村、左上には長崎空港も見える

大村駅（仮称）が開設されるとともに、全国で初めてのフリーゲージトレイン（軌間可変電車）の車両基地が設置される。これで空港、高速道路、新幹線の高速度交通網が整うことになり、観光・ビジネスの起爆剤として大きな期待を集めている。

今後、大村市では新幹線効果を新たなまちづくりを生かすため、新大村駅周辺や車両基地周辺などを拠点として、公共交通体系と道路網で各拠点を結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を推進していく。このため、公共交通ネットワークの再構築に向けた「地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、国の「都市再構築戦略事業」を活用して各種事業を実施する

ために、「立地適正化計画」の策定を進めている。

来年度から着工する県立・市立二体型の図書館建設も都市再構築戦略事業を活用するもので、平成三〇年度中の供用開始を見込む。現市立図書館は築四〇年を経過し、老朽化・狭隘化が著しく建て替えが検討されてきたが、市では建て替えにあたって長崎市内にある県立図書館の誘致活動を精力的に展開し、このほど県から認められた。県庁所在地以外に県立図書館を設けるのは全国でも珍しく、市のイメージアップにつながるだけでなく、新たな活力を担う知の交流拠点として期待されている。

人材育成基本方針の見直し

大村市は平成二六年四月、これまでの「人材育成基本方針」（平成一六年三月策定）を見直し、第一次改訂版として新たな基本方針を策定した。その理由は、策定から一〇年が経過して、地方分権の進展や少子高齢化の進行、市民ニーズの高度化・多様化などにより、市を取り巻く環境が大きく変化していることが一つ。そしてもう一つは、この間に実施された行財政改革による職員採用抑制や、その後の団塊世代の職員退職とそれに伴う新規採用職員の急

増により、年齢別・経験年数別の職員構成など組織構造にも大きな変化が生じていることだ。

この点について、人事課の吉村武史課長は「年齢別の職員数を一〇年前と比較すると、二〇代後半から三〇代半ばにかけての中堅職員が極端に少なくなり、逆に一〇代後半から二〇代半ばにかけての若手職員が極端に増えています。このようなアンバランスな職員構成の中で各種の行政課題に対応していくには、これまで以上に職員個々の人材育成に取り組み、組織力の向上を図ることが不可欠です」と、見直しの意図を説明する。

こうした現状を踏まえ、今回の見直しでは「目指すべき職員像」を掲げるとともに、「職位ごと」に求められる能力・意識および果たすべき役割を示し、研修制度、人事制度といった支援体制の充実にも重点を置いているのが特徴だ。研修制度に関しては、「職場内研修（OJT）」「職場外研修（OFF-JT）」

大村市のセンター研修参加状況（平成26年度）
【参加人数：17名】

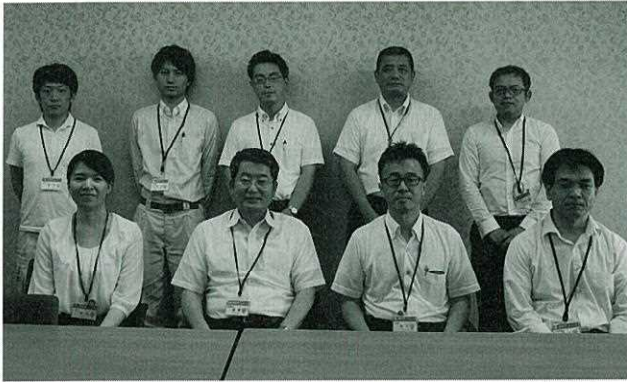
参加研修名	研修期間
道路計画一般	8日
道路管理一般	8日
道路構造物の維持管理	3日
用地事務(土地)	5日
大規模災害発災直後における対応	3日
災害復旧実務	5日
都市計画	5日
区画整理	5日
公園・都市緑化	5日
下水道	4日
開発許可I	4日
河川構造物設計	5日
建築確認実務I	3日
建築設備(衛生)	5日

注)「道路計画一般」「大規模災害発災直後における対応」「区画整理」には2名が参加。

「自己啓発」を三本柱に、能力開発法の検討だけでなく、職員の能力開発に対する主体性や意欲を促す取り組みも推進している。OFF-JTの派遣機関には全国建設研修センターの研修（以下、センター研修）も紹介されているが、OFF-JTの意義については「OJTや自己啓発では得がたい専門的な知識・技能の習得、視野の拡大や新しい発想、意識改革、他団体の職員との交流促進が期待される」と記している。

センター研修の活用状況・評価

センター研修の参加者は〈別表〉のとおり、平成二六年度は一七名で前年度の八名から倍増した。吉村課長はこの要因について、「われわれが若いとき



黒崎都市整備部長（前列中央・左）、吉村人事課長（前列中央・右）をはじめ、お話をうかがった大村市職員の皆さん

は、先輩職員に指導を受けながら育ててもらいましたが、いまは中堅職員層が薄くなっている中で、彼らの業務負担が大きくなっており、若手職員を指導・育成する余裕がなくなっています。またその一方、職員数の減少により、若手職員もすぐに一人前の業務をこなさなければなりません。この現状を補うためには、研修で若手職員のスキルアップを図っていく必要があります」と話し、「人材育成基本方針」に示された組織構造の変化への対応を大きな理由に挙げた。

センター研修への派遣にあたっては、

技術職がいる部署単位で予算要求する形がとられているという。その中でも多くの職員を派遣している都市整備部の黒崎広美部長は、センター研修の評価について、「各分野を網羅した豊富なメニューが用意されており、必要なきに必要となる研修に派遣できるのがメリット」と指摘した。そして、今年度の新規研修『コンパクトシティ』に二名の職員を派遣したことに触れ、「コンパクトシティを目指さなくては人口減少社会に対応できないのでは、という危機意識は強い。ただこの自治体も、どう目指していくか、立地適正化計画の策定も手探りの状態ではないでしょうか。その意味で今回、リアルタイムでコンパクトシティ研修を設計していただいたのは非常によかった」と話した。

センター研修を受講した感想

センター研修の感想については、平成二六年度に受講された四名の職員から話を聞くことができた。

『河川構造物設計』を受講した河川公園課の馬場洋平さんは、グループワークの演習が印象に残っているという。図面を手描きしたり、複雑な構造計算もあってかなり難しかったようだが、「コンサルからの成果物等のチェックポイント

もわかるようになった」と収穫を口にした。また、同世代の民間の受講者が難しい資格を持ち、演習でも主導して進めている姿を見て、「発注者側も負けてられない」と大きな刺激を受けた。

建築住宅課の渡邊康平さんが『建築設備（衛生）』を受講したのは、入庁して三か月後だった。初対面の人と寝食を共にして最初はすごく緊張したそうだが、「業務や技術に関することなどを相談するうちに、本当に打ち解けることができ、モチベーションを高めることにつながった」と話す。今年度は翌週から『建築設備（空調）』を受講するということと、「楽しみですし、集中して勉強したい」と意欲をのぞかせた。

『道路管理一般』を受講した道路管理課の後藤蒼志さんは、「法制度や安全・環境対策など道路管理に必須の内容が網羅され、毎日が充実していた」と振り返る。また管理という性格上、事務系、技術系双方の受講者がいて、「演習課題へのアプローチの仕方などにも違いが見られ、勉強になった」と、技術屋である後藤さんには事務系の道路管理に対する考え方や仕事ぶりが新鮮に映った。

『大規模災害発災直後における対応』

を受講した危機管理課の執行武弘さんは自衛隊OBで、阪神・淡路大震災のときは災害復旧活動に従事した。その経歴からだろう、「大村は災害が少ないところですが、耳学でもいいから災害対応のあり方を学んでおかなければならない」という言葉に説得力があった。そして、自らも防災や危機管理をテーマに講義することもあって、「災害対策基本法の改正点等、研修で確認できたことを若い人たちに伝えていきたい」と話した。

おわりに

大村市の人口が順調に増えていることに対して、黒崎部長は「交通利便性が高く、下水道整備率もほぼ一〇〇%など都市機能が充実しているほか、土地が比較的安く、若い人に支持されているからではないか」と指摘した。

今後、新幹線が開通すれば、さらに人口流入が進む公算は大きい。ただ将来は人口減少に転じる推計も示されている。今後、大村市が持続可能な発展を続けていくためには、新たな企業誘致や観光振興などにより、地域の付加価値を高め、「日本一住みたくなるまち」をより強力に、かつ総合的に推進していくことが求められている。



地域の浸水対策研修

近年、地球温暖化等の影響により、短時間で局地的に大量の雨が降るいわゆる「ゲリラ豪雨」が多発し、都市の進展と相まって、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」の危険性が高まっている。洪水を未然に防ぐために、これまでは主に河川の破堤や溢水による「外水氾濫」を想定して対策が講じられてきたが、それだけでは都市の安全性は確保できなくなっており、ハード・ソフト両面からこれまで以上に実効性のある浸水対策が求められている。

こうした現状を踏まえ、「地域の浸水対策研修」はゲリラ豪雨対策など総合的な雨水排水対策を中心テーマに、事業制度、取り組み事例、演習、現地研修、グループ討議などを組み込み、五月二七日～二九日の三日間、地方自治体、建設コンサルタントから四二名が参加して実施された。

平成27年度研修 「地域の浸水対策」 時間割

講義日時	教科目	講師
8:40～8:50	受付	
8:50～9:30	開講の挨拶、オリエンテーション	
9:30～12:00	【基調講義】 ゲリラ豪雨対策など総合的な雨水排水対策の現状と今後の方向	中央大学 理工学部 教授 山田 正
13:00～14:30	総合的な流域治水の支援制度等	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 空 周一
14:40～16:00	下水道事業における都市排水対策について	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 山縣 弘樹
16:10～17:00	農地関係の排水事業について	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 防災班 課長補佐 神馬 勇雄
17:10～18:00	【市川市の事例】 下水道事業と河川事業を一体化させた総合的な雨水排水対策の取り組み	市川市 水と緑の部 水循環推進課 主任 高橋 正典
18:00～18:30	グループ討議（課題研究）	
8:30～10:00	【江戸川区の事例】 低平地都市部における総合的な浸水対策の取り組み	江戸川区 前 土木部長（現 公益財団法人リバーフロント研究所 理事・技術参与） 土屋 信行
10:10～11:30	最近の気象の特徴と豪雨災害について	一般財団法人日本気象協会 事業本部 メディア・コンシューマ事業部 メディア事業課 課長 田口 晶彦
12:30～16:30	現 地 研 修	（埼玉県内、鴻沼川の対策事例） 埼玉県さいたま県土整備事務所管内
16:30～18:30	グループ討議（課題研究）	
9:00～12:00	演習 ケーススタディ 一規模な流域における総合的な雨水排水対策の進め方一	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 河川計画専門委員 森兼 政行（中央復建コンサルタンツ（株）東京本社 環境・防災系部門 環境グループ チームリーダー）
13:00～15:30	課題研究発表・全体討議	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 空 周一 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 山縣 弘樹
15:30～15:45	閉 講 式	

多彩な視点で構成された講義

中央大学の山田教授の基調講義では、関東を流れる荒川や利根川などの都市河川を撮り続けた航空写真に基づいて、蛇行が変わっていく様子や都市環境の変遷などを辿り、氾濫を引き起こす要因や治水のあり方について、水文学、河川工学、気象学、環境工学など様々な角度から検証を加えた。そして受講者に向け、「何から何までやらなければ

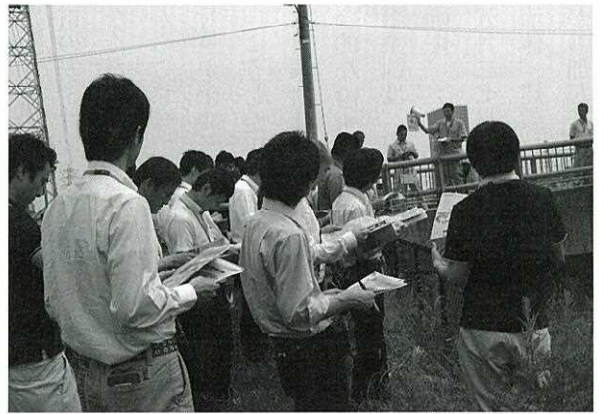
ならないのが土木。専門分野だけでなく広く深く学んでほしい」と述べた。

事業制度については、国土交通省の施策を空講師と山縣講師が紹介した。空講師は、総合治水対策の枠組みやゲリラ豪雨対策など最近の課題を説明するとともに、「特定都市河川浸水被害対策法」の概要、「防災・安全交付金」での整備事例、「時間雨量一〇〇ミリ安心プラン」登録制度など各種支援制度を紹介した。一方、山縣講師は、施設情報と

観測情報を起点として既存ストックの評価・活用をはかる新たな浸水対策の考え方などを説明。また、ゲリラ豪雨に伴う内水氾濫リスクに備え、一定規模の浸水実績のある地区や地下空間高度利用地区に適用する「下水道浸水被害軽減総合事業制度」などを紹介した。

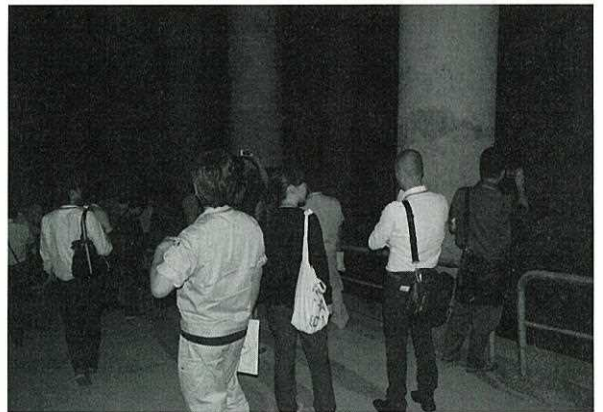
このほか事業制度に関しては、かんがい排水事業や農地防災事業など農林水産省が進める施策の講義もあり、普段、河川や下水道に携わる受講者には新たな知見を得る機会となったようだ。

事例では、千葉県市川市と東京都江戸川区の取り組みが紹介された。まずは市川市の講義では、急激な市街化により、一時的に排水施設の能力を超えて道路冠水や床上浸水等が発生しており、その対応として、住宅地の南部・中部は下水道事業計画により整備し、北部の台地は雨水排水基本計画によって整備を進めている現状が説明された。また、ホームページでの降雨量・河川状況の公開、洪水ハザードマップの作成・配布、土のうステーションの設置・運用など市民向けの対策も紹介し、「避けられない自然災害に対しては、行政だけでなく、市民との協働で乗り越えなければならぬ」と指摘した。



鴻沼川改修事業の説明を熱心に聞く受講者の皆さん

一方、江戸川や荒川の河口に位置する江戸川区は、過去の地下水汲み上げによる地盤沈下の影響も加わり、ゼロメートル地帯と呼ばれ、ひとたび堤防が決壊すれば大洪水を引き起こしかねない地域である。土屋講師は同区の前土木部長としての経験を踏まえ、昭和二二年のカスリーン台風をはじめとする過去の災害や堤防の決壊による氾濫シミュレーション映像からその脆弱さを検証し、流域治水を推進する意義やスローパー堤防の必要性を強調した。そして、われわれ浸水対策に携わる技術者の使命は、「毎年必ず発生している水害による死者を、ゼロにしていく努



地下に広がる桜木調節池を視察

力だ」と説いた。

そのほか、建設コンサルタンツ協会の講師による雨水排水計画を検討する大まかな流れを掴み、流下能力や高水流量などから河道改修の感覚を養うことを目的とした演習、日本気象協会の講師による天気図の特徴から見た最近の豪雨災害の解説もあり、雨水排水対策を着実に推進するには様々な視点からの検討・評価が大切だと、多彩な講義プログラムからもうかがうことができた。

高い関心が寄せられた現地研修

現地研修では、さいたま新都心のす

ぐ西側を流れる一級河川・鴻沼川流域の雨水排水対策を視察した。近年、鴻沼川流域は都市化が進み、これまで遊水機能を有していた田畑が宅地化されたため、地中へ浸透していく雨水の量が少なくなり、降った雨のほとんどが鴻沼川に流れ込み、たびたび洪水を発生させていた。そのため、埼玉県では平成十一年度～十八年度にかけて、河床掘削、河道拡幅、橋梁の架け替えを行うとともに、地下河川（延長一・五三km、内径五・二五m）と桜木調節池（面積一・一三ha、調節容量五万六〇〇〇m³）を整備する改修事業を実施した。

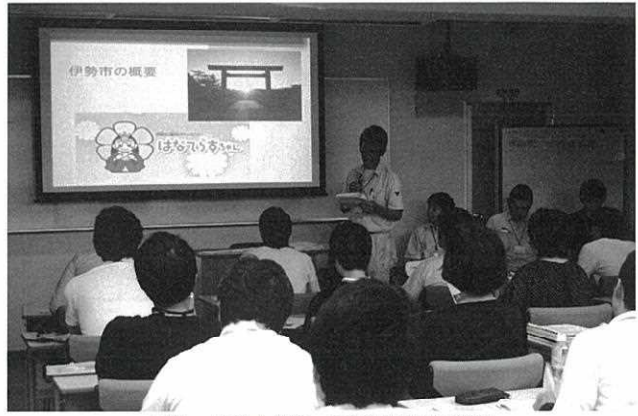
さいたま県土整備事務所の職員に案内され、公園の地下に広がる桜木調節池に入ると、受講者からは「想像していたよりスケールが大きい」「取り組みの本気度が伝わってくる」といった声がかれた。また、メンテナンズやランニングコストに関する質問なども出され、都市型洪水の防止施設として高い関心を寄せていた。

課題研究発表と全体討議

最終日には課題研究の全体討議が行われた。課題研究は六班に分かれ、各自の初日提出資料「地域が抱えている



講師による全体講評



パワーポイントを使つての課題研究発表

雨水排水対策の課題」に基づいてグループ内で討議、その中から一課題を選んで全体討議で発表するプレゼン資料を作成するというもの。

各班の発表テーマは、「愛知県岡崎市における総合的な雨水排水対策について」(一班)、「兵庫県伊丹市における総合的な浸水対策」(二班)、「郡山市総合治水対策の推進について」(三班)、「一級河川安間川(浜松市)の浸水対策について」(四班)、「袋井駅南地区治水対策事業について」(五班)、「三重県伊勢市における総合的な排水対策について」(六班)。

プレゼンでは、各発表とも施設の計画規模を上回る集中豪雨が年々増加傾向にあり、浸水被害を引き起こしている現状を説明。そして、浸水被害を最小限に食い止めるためには、ハードのみの対応には限界があり、まさに水が溢れるという前提でソフト面も含めた総合的な対策が求められていると指摘した。具体的なソフト対策としては、雨量・水位情報や内水ハザードマップなどの周知、防災教育・防災訓練の強化、土地利用の規制・誘導、各戸貯留への助成などを挙げた。

そして全体討議の後、国土交通省の空講師と山縣講師による講評が行われ

た。その中で空講師は、「皆さんの発表をお聞きして、課題把握についても我々と大きなずれはなく、住民にも十分説明できるレベルにある」と評価し、「浸水対策は、河川の部署、下水道の部署、それぞれで考えても限界がある。都市部局も含め、関係部署が連携して幅広い観点から検討していくと、課題解決の糸口が見えてくる」とアドバイスをした。一方、山縣講師は、「近年類

発する都市型水害に対応するにはハード、ソフトを組み合わせ、限られた予算でいかに早く効果を上げるか、その知恵を絞ることが大事になる」として、「国としては各都市がアイデアを出し合い、情報共有できる場を全国展開していく予定であり、今年度は県単位で雨の勉強会をやっていた。皆さんもそういう場で積極的に話し合ってもらいたい」と述べた。

受講者の声 研修を振り返って

※受講者の感想文より。

● 浸水対策にあたっては超過洪水に加え内水氾濫への対応も求められ、各自自治体が進め方に悩んでいる中、このような研修は大きな意義がある。特に山田教授や土屋氏のメッセージが直に響くようなお話を聞くことができ、業務で壁にぶつかったとき、両氏の言葉が思い出されるところ。

(県職員)

● 役所として行うハード整備には限界があり、かつ絶対安全なものではない。それを補完するためには、住民の意識改革や自主的行動を呼び起こすような役所職員の行動が大切であり、今それが求められている。今後、自分自身に何ができるかをしっかりと考えていきたい。

(市職員)

● 総合的な浸水対策を推進するためには、河川や下水道、まちづくり、農林部局の垣根を越え、更には一つの行政だけではなく、国や県と一緒に取り組む必要性を感じた。また、継続したソフト事業の重要性についても再認識することができ、今後の河川事業に生かしていきたい。

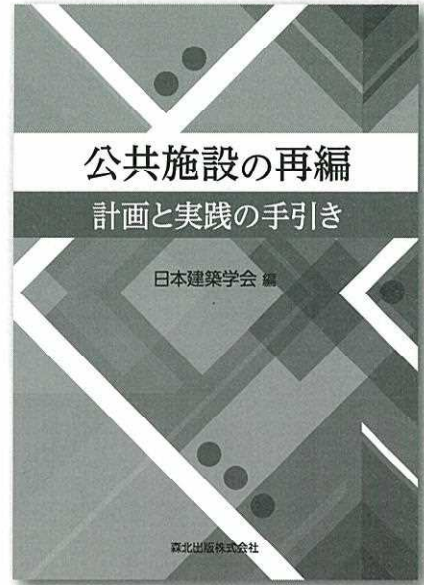
(市職員)

● 浸水対策に携わる方々の貴重なお話を聞くことができ、有意義な研修であった。国交省の方からは、浸水対策に関する制度等の紹介があり、よい情報収集の機会となった。市川市の講義では、実際の成功事例が具体的に紹介され、対策のイメージをふくらませることができた。

(コンサル社員)

公共施設の再編 計画と実践の手引き

日本建築学会 編
 発行：森北出版株式会社
 体裁：菊判 223ページ
 発行年月：2015年2月
 定価：4,200円+税



我

が国では、高度経済成長期に人口増加を前提として建設された多くの公共施設が老朽化し、更新時期を迎えている。また一方で地方自治体においては、厳しい財政状況を背景に普通建設事業費はピーク時の半分以下にまで減少している。今後、全ての公共施設等の維持補修や更新のための財源確保は困難となる可能性がある。

そのような状況の中で、本書は自治体が公共施設の見直しを通じて地域住民と地域の将来像を共有し、ともにまちづくりに取り組んでいく必要があるとして「創造的な縮減計画」を提唱している。そしてそのような計画策定に資するため、各種公共施設を含む再編計画の策定から、個々の単体施設における改修・建て替えの実施、また長寿命化、用途の変更や複合化、集約と分散等のさらに幅広い具体の選択肢までを一連のプロセスとしてとらえる構成となっている。この点で本書は、地域住民と自治体が、厳しい財政状況及び人口減少という困難な局面にあっても自らのまちの将来像を創造的に描く上で必携の一冊となっている。

逆に言えば本書は、まちの将来像を描くために様々な関係者と連携を図ろうとする努力の中でこそ最大の価値を発揮する挑戦の書である。創造的な連携から距離を置いて、公共施設再編の決着だけを任務とする考え方も、本書の資料的な価値は大きく損なわれはしない。しかし、自治体内の様々な分野で人口減少への対応が同時に求められている中で、公共施設の再編という重要な役割を帯びながら自らそこに含まれる内容を限定しすぎないことは、長期的には自らの仕事の否定につながりかねないことの認識は重要であろう。

現在、都市再生特別措置法の改正により設けられた立地適正化計画制度の施行をきっかけに、様々な自治体において民間施設も含めた各種都市機能の立地の考案の整理や誘導方策の検討が進んでいる。公共施設の再編を都市構造の再編の中核として位置づける視点は今後ますます不可欠となっていくことが見込まれる。

その面の参考図書としては、本書とほぼ同時期に発行された『人口減少時代の公共施設改革—まちづくりがキーワード—』を挙げておきたい。こちらは、老朽化した公共施設の更新・統廃合を通じて、少子高齢化に即した都市構造のリノベーションや地域経済の活性化を図るため、公的不動産 (Public Real Estate: PIRE) を効果的に活用する戦略が不可欠であることを解説した入門書である。著者の参画した国土交通省の公的不動産に関する各種委員会等の取組にも触れつつ、主にまちづくりの面から解説されている。こちらの書などで都市構造に対する公共施設の役割についての視点を補いつつ、本書『公共施設の再編 計画と実践の手引き』が最大限に活用されることで、各地で公共施設再編にとどまらない創造的な将来像が描かれ、新しい時代に適応した地域づくりが進むことが期待される。



内藤 伸浩 著
 発行：時事通信出版局
 体裁：四六判 256ページ
 発行年月：2015年4月
 定価：2,600円+税

平成27年度技術検定試験のご案内

種 目	受 検 資 格	試験実施日 (平成27年)	試 験 地	申込受付期間 (平成27年)
一級土木施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級土木施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。	7月5日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・大阪・ 岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
一級土木施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	10月4日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・大阪・ 岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
二級土木施工管理 技術検定 学科・実地試験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。	10月25日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・秋田・ 東京・新潟・富山・静岡・名古屋・ 大阪・松江・岡山・広島・高松・ 高知・福岡・鹿児島・那覇 〔但し、種別：鋼構造物塗装・薬液注入 については札幌・東京・大阪・福岡〕	4月14日から 4月28日まで
一級管工事施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級管工事施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の 一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月7日から 5月21日まで
一級管工事施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	12月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月7日から 5月21日まで
二級管工事施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の一級又は二級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月15日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・ 金沢・名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・鹿児島・那覇 〔なお、2級学科試験のみ試験地については、 上記試験地に宇都宮を追加する。〕	5月7日から 5月21日まで
一級造園施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月18日から 6月1日まで
一級造園施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	12月6日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月18日から 6月1日まで
二級造園施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級又は二級の技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月15日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・ 金沢・名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・鹿児島・那覇 〔なお、2級学科試験のみ試験地については、 上記試験地に宇都宮を追加する。〕	5月18日から 6月1日まで
土地区画整理士 技術検定 学科・実地試験	学歴又は資格により所定の実務経験年数を有する者。 不動産鑑定士及び同士補で所定の実務経験年数を有する者。	9月6日(日)	東京・名古屋・ 大阪・福岡	5月7日から 5月21日まで

お問い合わせ先

一般財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
ホームページアドレス: <http://www.jctc.jp/>

- 土木施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(土木試験課) ☎ 042(300)6860(代)
- 管工事施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(管工事試験課) ☎ 042(300)6855(代)
- 造園施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(造園試験課) ☎ 042(300)6866(代)
- 土地区画整理士技術検定〈学科及び実地試験〉(区画整理試験課) ☎ 042(300)6866(代)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)	
河川・ダム	河川構造物設計	40	7/6	5	85,000	
	河川整備計画・事業評価 -実施例をもとに-	40	8/24	5	82,000	
	ダム管理	40	11/16	5	99,000	
	ダム総合技術 -ダム再生事業を含む-	40	7/22	3	69,000	
	ダム操作実技訓練	60	4/8～ 計10回	3	70,000	
	ダム管理主任技術者 (学 科)	115	4/13	5	102,000	
	ダム管理主任技術者 (実 技)	115	5/11～ 計16回	3	78,000	
砂防・海岸	砂防等計画設計	40	6/8	5	87,000	
	土砂災害対策 -地方公共団体における土砂災害防止法の運用具体事例を中心として-	40	9/9	3	69,000	
	海岸整備のポイント -津波対策の現状と維持管理を含む今後の方向性-	40	10/28	3	69,000	
道路	道路整備施策 -道路事業制度と道路整備・対策について-	40	6/17	3	69,000	
	道路計画 -演習を中心として-	50	11/4	8	101,000	
	市町村道	50	10/20	4	79,000	
	交通安全事業 (市町村道)	40	7/6	5	84,000	
	舗装技術	60	5/13	3	69,000	
	道路設計演習	60	7/21	4	75,000	
	道路構造物の維持管理	80	5/20	3	69,000	
	橋梁	橋梁設計	50	8/27	9	115,000
		鋼橋設計・施工 -基本技術から維持補修まで-	40	1/27	3	68,000
		PC橋技術 -設計と維持補修-	40	7/22	3	68,000
PC橋の計画及び維持管理		40	12/2	3	68,000	
橋梁維持補修		80	10/5	5	88,000	
道路橋点検 フィールド実習		40	10/13	4	78,000	
都市		都市計画	80	5/25	5	95,000
	都市再開発	40	6/9	4	84,000	
	区画整理	40	7/27	5	89,000	

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)	
都市	宅地造成技術講習	110	7/13	5	72,000	
	街 路	40	6/1	5	88,000	
	交通まちづくり -都市交通整備によるまちづくり-	40	11/10	4	79,000	
	公園・都市緑化	40	9/7	5	85,000	
	下水道 -長寿命化・総合地震対策-	40	10/6	4	80,000	
	景観まちづくり	50	7/27	5	85,000	
	住民参加によるまちづくり -地域との連携によるまちづくり-	40	1/26	4	75,000	
	コンパクトシティ	40	4/22	3	69,000	
	建築	建築設計	40	11/16	5	85,000
		建築RC構造	60	8/24	5	97,000
木造建築物の設計・施工のポイント -公共建築物等における木材利用の促進-		40	11/10	3	69,000	
建築物の耐震診断・ 改修技術		40	5/12	4	75,000	
建築リニューアル -リファイニングとリノベーション-		50	8/4	3	69,000	
建築設備(電気)		60	12/2	10	141,000	
建築設備(空調)		50	7/9	9	120,000	
建築施工マネジメント -監理・監督として 知っておきたい管理手法-		40	5/20	3	60,000	
建築工事のポイント		40	6/30	4	79,000	
建築物の維持・保全		50	1/19	4	84,000	
建築確認実務Ⅰ		各70	6/24	3	60,000	
建築確認実務Ⅱ	9/14					
建築設備工事監理	40	6/2	4	75,000		

研修のお問い合わせ先

一般財団法人全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2
TEL(042)324-5315 FAX (042)322-5296

建設研修に関する最新情報はホームページにてご確認ください。

<http://www.jctc.jp/>

平成27年度 研修計画一覧

I. 行政関係職員を対象とした研修コース(行政研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業 監視	公共工事契約実務	40	9/2	3	69,000
	総合評価方式の活用	40	6/24	3	62,000
	自治体建設行政職員に必須の法的知識とリスク対策 -法的トラブルと自治体・公務員個人への訴訟による責任追及を未然に回避するための法的対策-	40	10/19	4	79,000
	担い手3法と発注事務	40	11/4	3	69,000
施工 管理	土木工事積算 -積上型積算演習を通じた土木技術の習得-	50	6/8	5	75,000
	土木工事監督者	50	6/22	5	79,000
	品質確保と検査 -改正品確法を含む-	40	9/8	4	79,000
防災	災害復旧実務	50	5/11	5	93,000
土地・ 用地	用地基礎 -若手用地職員のための基礎講座-	40	5/19	11	118,000
	用地事務 (建物・営業・事業損失)	40	6/29	5	72,000
	用地事務(土地)	40	11/9	5	76,000
	用地補償専門 (ゼミナール)	40	9/28	5	77,000
河川 ダム	ダム管理(管理職)	40	4/22	3	65,000
道路	道路管理	60	8/31	5	90,000
都市	開発許可Ⅰ -開発許可事務の基礎-	各80	6/30	4	69,000
	開発許可Ⅱ -開発許可事務の基礎-		11/17		
	開発許可専門 -的確な許可・指導-	60	8/3	4	66,000
建築	建築基準法 (建築物の監視)	80	6/15	5	93,000
	公共建築工事積算	80	9/28	5	90,000
	公共建築設備工事積算 (電気)	40	11/25	3	63,000
	建築物の環境・ 省エネルギー	40	9/14	3	67,000
	公共施設等総合管理計画とその実践的展開 -住民ワークショップを見据えて-	40	7/6	3	67,000
	建築工事監理 -工事を的確に監理・監督するポイント-	100	10/26	5	95,000
	建築設備(機械)改修	40	10/5	5	85,000

※ 網掛けしている研修は、平成27年度新規研修です。
研修時期・日数等は変更することがあります。

II. 行政・民間の両者を対象とした研修コース(一般研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業 監視	アセットマネジメント -社会資本を運用・維持・管理するためのマネジメント-	60	10/13	3	69,000
	官民連携(PPP/PFI) -官民連携による公共施設等の整備・運営-	40	7/15	3	69,000
	会計検査指摘事例から学ぶ -設計・積算・施工・契約の留意点-	40	1/28	2	45,000
	建設プレゼンテーション・スキル -説明・提案の技術力アップ-	40	4/22	3	64,000
施工 管理	施工計画作成演習	40	6/17	3	69,000
	土木施工管理	60	7/29	3	66,000
	コンクリート施工管理 -品確法、性能規定等の時代に 適応する技術の修得-	40	6/2	4	79,000
	コンクリート構造物の 維持管理・補修	70	11/24	3	64,000
	若手建設技術者のための 施工技術の基礎	50	5/27	3	69,000
	建設工事の安全施工	40	9/14	3	69,000
	仮設工	40	10/26	5	79,000
	土木技術のポイントA (計画・設計コース)	50	7/21	4	78,000
	土木技術のポイントB (施工・監督・検査コース)	50	10/20	4	78,000
	構造計算の基礎	60	6/3	3	69,000
土質・ 土壌	地質調査 -地盤に関わる諸問題解決の 知識と留意点について-	40	5/13	3	69,000
	土質設計計算 -構造物基礎設計の演習-	40	9/29	4	75,000
防災	大規模災害発災 直後における対応 -東日本大震災の市町村の実情を踏まえて-	40	11/4	3	69,000
	地域の浸水対策 -ゲリラ豪雨対策など総合的な 雨水排水対策の推進-	40	5/27	3	69,000
	土木構造物耐震技術	40	9/9	3	72,000
	斜面安定対策 -設計・施工・復旧対策-	50	8/26	3	67,000
トンネル	トンネル工法(NATM) -施工・維持管理-	40	10/19	5	89,000
	用地職員のための 法律実務	40	9/2	3	69,000
	用地職員のための 建物移転工法	40	12/2	3	65,000
	用地交渉のポイント・演習	40	7/29	3	65,000
	不動産鑑定・地価調査	40	7/8	3	69,000

平成27年度

企業向け

出張講習

建設業に携わる
企業の方へ

建設工事の施工における 建設業法等の講習

知らなかった!!では
すまされない!

建設業法

法令遵守は企業の社会的責任!!

建設業法等の法令違反には
厳しい監督処分や罰則!!
改正建設業法 4月1日施行!



当講習の特徴

1. 必要な講座のみ選択
時間や経費の節減
2. パワーポイントによるビジュアルな解説
ベテラン講師陣による
解りやすい説明と質疑応答

当講習の活用例

1. 社内研修として活用
2. 継続教育(CPD)として活用
3. 協力会社と一緒に研修会として活用

当講習についてお願い

依頼先へ出向いての出張講習となります。
会議室、プレゼンテーション設備(パソコン、プロジェクター、
マイク等)は依頼者側でご用意してください。
※依頼先で会議室が無い場合には、ご相談ください。

講習料金

(講習料金にはテキスト代と消費税を含みます。)

裏面講座内容に基づき、講義時間を3時間以上となるよう
講座選択してください。

講義時間	料金(消費税込)
3時間	8,000円/人 3時間以上30分毎に500円加算※

※受講人数について:各講座25人未満の場合は、25人分の料金となります。
70人を超える場合の料金については、お問い合わせください。
※実施地区により、別途講師の諸経費等が必要となる場合があります。
注 6時間を超える場合は、2日間での実施となります。

【ご注意】

当出張講習が、CPDの認定プログラムに該当し単位が与えられるかどうかの詳細については、各CPD登録団体に直接お問い合わせください。なお、当研修センターは、CPDの登録は行っておりませんので、直接単位取得とはなりません。ご了承のうえ、お申込みしてください。

講習申込

講習の申込は、当センターまでお電話で問合せください。



一般
財団法人

全国建設研修センター

事業推進室 出張講習係

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

問合せ先

TEL. 042-300-1741
FAX. 042-324-0321
E-mail. koushu@jctc.jp
URL. <http://www.jctc.jp/>

全国建設研修センターの刊行図書



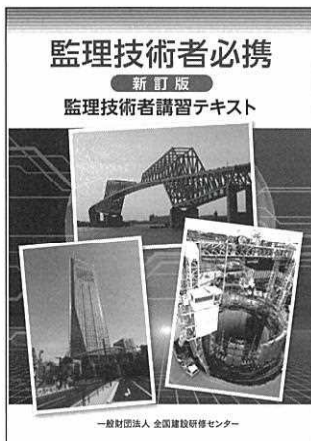
用地取得と補償 (新訂8版)

- 一般財団法人 全国建設研修センター 編
- 定価 5,800円 (本体 5,371円+税 8%)
- B5判・並製・640ページ
- 刊行 平成 26年 10月

本書は、土地収用制度と各種の補償制度（一般、公共、事業損失）について分かりやすく解説したものです。さらに、これらを補完する生活再建措置並びに調査、交渉、契約、支払い及び登記事務等広範囲にわたる専門技術的な知識についても体系的に網羅していますので、用地関係の仕事に携わる方々の実務や研修に最適です。今回、最新のデータや補償理論等により内容を更に充実させ、「新訂8版」としました。

【目次】

第1章 用地事務概論	第5章 土地の評価	第10章 特殊な補償
第2章 損失補償の法理と補償制度	第6章 建物の補償	第11章 公共補償
第3章 土地等の調査・測量	第7章 工作物、立竹木の補償	第12章 事実損失の補償及び生活再建措置
第4章 土地収用の概要	第8章 営業の補償	
	第9章 その他の通常損失補償	



新訂版 監理技術者講習テキスト

- 一般財団法人 全国建設研修センター 編集・発行
- 頒価 2,000円 (税込)
- B5判・並製・504ページ
- 刊行 平成 26年 10月

※ 送料は当センターで負担。 ※ 営業用として使用する場合は販売いたしません。

本書は、当研修センターが実施する監理技術者講習で使用しているテキストです。監理技術者が習得すべき知識、技術を網羅したもので、講習終了後も業務の参考となるように編集しています。また、発注者の立場の方にも十分活用できる内容となっています。今回、前年版の内容を大幅に改訂しており過去に当研修センターの講習を受講された方には特にお薦めの書です。

【目次】

第1章 建設業における技術者の役割	第4章 建設工事における安全衛生管理
第2章 建設工事における技術者制度及び法律制度	第5章 建設工事における環境保全
第3章 施工計画と施工管理	第6章 建設技術の動向
	巻末資料編



建築設備計画基準 (平成21年版)

- 国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課
- 定価 6,264円 (本体 5,800円+税 8%)
- 監修 (社) 公共建築協会 編
- 刊行 平成 21年 9月
- A4判・並製・328ページ

本書は、官庁営繕部の技術基準である「建築設備計画基準 平成21年版」に計画資料を加え分かりやすく編集したもので、官公庁の建物のみならず、一般の建物の設備計画にも十分適用できる内容となっています。

【目次】

第1編 総則	第1章 電力設備	第3章 搬送設備
第2編 一般事項	第2章 通信設備	第4章 設備諸室
第1章 設備方式	第3章 設備諸室	第5編 共通事項
第2章 設備諸室	第4編 機械設備計画	第1章 設備方式
第3章 工事費概算	第1章 空調和設備	第2章 設備諸室
第3編 電気設備計画	第2章 給排水衛生設備	様式

〈お問合せ・お申込先〉 一般財団法人 全国建設研修センター 図書出版係

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 TEL. 042-327-8400 / FAX. 042-326-3338

●送料等については当センターホームページをご覧ください。 ホームページアドレス：<http://www.jctc.jp/>

監理技術者講習日程表

受講地	会場名	平成27年9月	10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
札幌	北海道開発協会	18(金)	14(水)・28(水)	6(金)・25(水)	11(金)・15(火)	13(水)・19(火)	5(金)・17(水)	2(水)・25(金)
函館	函館市民会館			20(金)			10(水)	8(火)
旭川	ベルクラシック旭川	11(金)		12(木)		15(金)		16(水)
帯広	道新ホール		7(水)		1(火)	29(金)		4(金)
青森	アップルパレス青森	15(火)		5(木)			17(水)	
八戸	ユートリー				15(火)			2(水)
盛岡	いわて県情報交流センター(アイーナ8F)	16(水)	14(水)	18(水)		14(木)	10(水)	15(火)
仙台	宮城県建設産業会館	17(木)・25(金)	14(水)・30(金)	10(火)・27(金)	17(木)	15(金)・20(水)	4(木)・19(金)	4(金)・23(水)
秋田	秋田県J Aビル	11(金)	28(水)				2(火)	9(水)
山形	山形県建設会館		7(水)		11(金)			25(金)
福島	福島県建設センター				2(水)	28(木)		
いわき	いわき建設会館	16(水)		12(木)		22(金)		18(金)
郡山	郡山ユラックス熱海		20(火)				26(金)	3(木)
水戸	茨城県建設技術研修センター	25(金)	30(金)			13(水)		11(金)
宇都宮	コンセーレ	30(水)		20(金)			9(火)	25(金)
前橋	群馬建設会館	1(火)	29(木)		18(金)		23(火)	9(水)
さいたま	埼玉建産連研修センター(建産連会館)	18(金)・29(火)	20(火)	10(火)・25(水)	10(木)	20(水)	3(水)・18(木)	1(火)・18(金)
千葉	ホテルプラザ菜の花	10(木)・25(金)	8(木)・22(木)	10(火)	1(火)	14(木)	2(火)・24(水)	4(金)・23(水)
柏	柏商工会議所会館	11(金)		18(水)	16(水)		5(金)	8(火)
市川	市川グランドホテル		15(木)	19(木)		27(水)	16(火)	10(木)
東京	全国町村会館		16(金)・21(水) 30(金)	20(金)	10(木)・15(火)	13(水)・19(火)	4(木)・16(火)	1(火)・23(水)
	アクセス青山フォーラム		9(金)					
	アクセス渋谷フォーラム	2(水)・11(金) 15(火)・17(木) 30(水)	29(木)	26(木)・27(金)	1(火)・18(金)	21(木)・22(金)	17(水)・25(木)	15(火)・17(木)
	フクラシア東京ステーション	9(水)・25(金)	14(水)	10(火)		28(木)	19(金)	8(火)・30(水)
小平	全国建設研修センター 研修会館	4(金)	13(火)	9(月)	4(金)	15(金)	8(月)・23(火)	4(金)・22(火)
横浜	関内新井ホール	1(火)・18(金)	1(木)・14(水) 29(木)	18(水)・20(金) 27(金)	10(木)	14(木)・28(木)	9(火)・25(木)	4(金)・15(火) 29(火)
相模原	プロミティふちのべ		8(木)	26(木)			4(木)	10(木)
新潟	朱鷺メッセ	10(木)		5(木)		19(火)	23(火)	30(水)
長岡	ハイブ長岡		7(水)		2(水)			3(木)
富山	ボルファート とやま	25(金)		27(金)			5(金)	17(木)
金沢	(財)石川県地場産業振興センター	16(水)	16(金)		9(水)		10(水)	
福井	福井商工会議所	18(金)		18(水)	16(水)		26(金)	29(火)
甲府	かいてらす		20(火)			29(金)		16(水)
長野	長野バスターミナル会館				1(火)	28(木)		
松本	松筑建設会館		16(金)			13(水)		10(木)
岐阜	長良川国際会議場		14(水)		1(火)		9(火)	30(水)
静岡	静岡労政会館		1(木)		18(金)		23(火)	4(金)
三島	三島商工会議所			25(水)		22(金)		※
浜松	サーラシティ浜松		29(木)			15(金)		24(木)
名古屋	TKPガーデンシティ名古屋新幹線口						4(木)	
	TKP名古屋駅前カンファレンスセンター	15(火)・25(金)	9(金)・20(火)	6(金)・19(木)	11(金)・17(木)	13(水)・21(木)	19(金)	11(金)・18(金) 24(木)・29(火)
津	メッセウイングみえ	2(水)	15(木)		15(火)		5(金)	25(金)
大津	ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター)				10(木)			※
京都	みやこめっせ	11(金)						※
大阪	大阪国際会議場(グランキューブ大阪)							
	アクセス梅田フォーラム	1(火)・15(火)	20(火)	6(金)・20(金)	1(火)	13(水)・26(火)	5(金)・23(火)	11(金)・23(水) 30(水)
神戸	三宮研修センター		8(木)		17(木)	22(金)		9(水)
奈良	エルトピア奈良(奈良労働会館)							※
松江	島根県民会館							
	松江テルサ							11(金)
岡山	岡山コンベンションセンター	2(水)			2(水)	15(金)		18(金)
広島	J A ビル		16(金)		15(火)		19(金)	
山口	山口商工会議所							※
高松	サン・イレブン高松		14(水)			29(金)		4(金)
松山	松山市総合コミュニティセンター							18(金)
福岡	福岡建設会館	29(火)		6(金)		22(金)		8(火)
北九州	毎日西部会館		9(金)		18(金)		9(火)	
長崎	長崎県漁協会館			25(水)			19(金)	
熊本	TKPガーデンシティ熊本		14(水)			27(水)		
大分	大分商工会議所							25(金)
宮崎	宮崎県建設技術センター	9(水)			11(金)			3(木)
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館			19(木)		20(水)		25(金)
浦添	結の街	18(金)				20(水)		※

注1)会場・受講日は追加・変更する場合があります。最新の情報は当センターホームページで確認するか、当センター講習部にお問い合わせください。
注2)※は開催を予定していますが、日程は未定です。

監理技術者講習のご案内



信用と実績のある 当センターの「監理技術者講習」の特徴

- 現場経験豊富な講師が最新の情報を直接講義する対面講習です。
- 建設業法、品確法及び建設工事における安全管理、環境保全、新技術動向を重点的にまとめたテキスト。
- 建設関係の最新の情報を提供する補足テキスト。(3ヶ月毎に更新)

お申込み等詳細はホームページをご覧ください。

今すぐ <http://www.jctc.jp/> へアクセス!!

「講習修了証」と「資格者証」

現場の監理技術者は「監理技術者講習修了証」と「監理技術者資格者証」の両方が必要です。

建設業法の一部改正により、公共工事だけでなく、「民間の重要な建設工事(個人住宅を除く殆どの建設工事が対象)」において専任で配置される監理技術者は、監理技術者講習を受講することが義務付けられています。

「講習修了証」
「資格者証」
の両方を取得

工事現場の
「監理技術者」
になることができます。

国土交通大臣登録
講習実施機関

一般財団法人 全国建設研修センター
「監理技術者講習」の受講
国土交通大臣登録講習実施機関(登録番号第1号)

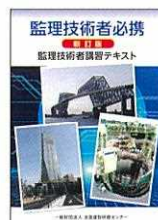


監理技術者講習修了証 交付
受講日から5年間有効

監理技術者講習テキスト

「監理技術者必携 新訂版」の内容

- 第1章 建設業における技術者の役割
- 第2章 建設工事における技術者制度及び法律制度
- 第3章 施工計画と施工管理
- 第4章 建設工事における安全衛生管理
- 第5章 建設工事における環境保全
- 第6章 建設技術の動向



【お問合せ・お申込先】

一般財団法人 全国建設研修センター
事業推進室 講習部

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
TEL 042-300-1741 FAX 042-324-0321

国づくりの研修

KUNIZUKURI TO KENSHU

平成27年8月31日発行©

編集 『国づくりと研修』編集小委員会
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL 042(300)2488
FAX 042(327)0925

発行 一般財団法人全国建設研修センター
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL 042(321)1634

印刷 図書印刷株式会社

編集後記

●「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、いま多くの自治体が地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定中だ。特集テーマは前号に続き「地域・まちづくり」だが、切り口を変え実際に地域経営にあたる2人の市長と学識経験者による座談会、それに有識者による4つの論稿で構成した。これら多様な視点が、読者の企画や発想の刺激になれば幸いである。(清)

●大村市の取材後、市内の集客スポットをご案内いただいた。市庁舎にほど近い大村公園と新装なったボートレース場。新たな農のかたちを追求する夢ファーム「シュシュ」。そして、琴平岳展望所からは大村市街と大村湾の景色を楽しんだ。この大村に待望の新幹線駅ができる。平成34年春の開業に向けたまちづくりに、地域の構想力が試されている。(t)

研修カレンダー 2015年度

時期	期間	日数	研修名
4月	8～10日	3	ダム操作実技訓練 第1回
	13～15日	3	ダム操作実技訓練 第2回
	13～17日	5	ダム管理主任技術者(学科)
	20～22日	3	ダム操作実技訓練 第3回
	22～24日	3	建設プレゼンテーション・スキル
	22～24日	3	コンパクトシティ
5月	22～24日	3	ダム管理(管理職)
	11～13日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第1回
	11～15日	5	災害復旧実務
	12～15日	4	地すべり防止技術
	12～15日	4	建築物の耐震診断・改修技術
	13～15日	3	舗装技術
	13～15日	3	地質調査
	18～20日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第2回
	19～29日	11	用地基礎
	20～22日	3	道路構造物の維持管理
	20～22日	3	建築施工マネジメント
	25～27日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第3回
	25～29日	5	都市計画
	27～29日	3	若手建設技術者のための施工技術の基礎
27～29日	3	地域の浸水対策	
6月	1～3日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第4回
	1～5日	5	街路
	2～5日	4	コンクリート施工管理
	2～5日	4	建築設備工事監理
	3～5日	3	構造計算の基礎
	8～10日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第6回
	8～12日	5	土木工事積算
	8～12日	5	砂防等計画設計
	9～12日	4	都市再開発
	15～17日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第8回
	15～19日	5	建築基準法(建築物の監視)
	17～19日	3	施工計画作成演習
	17～19日	3	道路整備施策
	17～19日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第9回
	22～24日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第10回
	22～26日	5	土木工事監督者
	24～26日	3	総合評価方式の活用
	24～26日	3	建築確認実務I
	24～26日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第11回
	29～7月1日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第12回
29～7月3日	5	用地事務(建物・営業・事業損失)	
30～7月3日	4	建築工事のポイント	
30～7月3日	4	開発許可I	
7月	1～3日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第13回
	6～8日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第14回
	6～8日	3	公共施設等総合管理計画とその実践的戦略
	6～10日	5	河川構造物設計
	6～10日	5	交通安全事業(市町村道)
	8～10日	3	不動産鑑定・地価調査
	9～17日	9	建築設備(空調)
	13～15日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第16回
	13～17日	5	宅地造成技術講習
	15～17日	3	官民連携(PPP・PFI)
	15～17日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第17回
	21～23日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第18回
	21～24日	4	土木技術のポイントA
	21～24日	4	道路設計演習
	22～24日	3	PC橋技術
	22～24日	3	ダム総合技術
	27～29日	3	ダム管理主任技術者(実技) 第19回
	27～31日	5	景観まちづくり
	27～31日	5	区画整理
	29～31日	3	土木施工管理
29～31日	3	用地交渉のポイント・演習	

時期	期間	日数	研修名
8月	3～6日	4	開発許可専門
	4～6日	3	建築リニューアル
	24～28日	5	建築RC構造
	24～28日	5	河川整備計画・事業評価
	26～28日	3	斜面安定対策
	27～9月4日	9	橋梁設計
9月	31～9月4日	5	道路管理
	2～4日	3	公共工事契約実務
	2～4日	3	用地職員のための法律実務
	7～11日	5	公園・都市緑化
	8～11日	4	品質確保と検査
	9～11日	3	土砂災害対策
	9～11日	3	土木構造物耐震技術
	14～16日	3	建設工事の安全施工
	14～16日	3	建築物の環境・省エネルギー
	14～16日	3	建築確認実務II
	28～10月2日	5	用地補償専門(ゼミナール)
	28～10月2日	5	公共建築工事積算
	29～10月2日	4	土質設計計算
	10月	5～9日	5
5～9日		5	建築設備(機械)改修
6～9日		4	下水道
13～15日		3	アセットマネジメント
13～16日		4	道路橋点検フィールド演習
19～22日		4	自治体建設行政職員に必須の法的知識とリスク対策
19～23日		5	トンネル工法(NATM)
20～23日		4	土木技術のポイントB
20～23日		4	市町村道
26～30日		5	建築工事監理
11月	26～30日	5	仮設工
	28～30日	3	海岸整備のポイント
	4～6日	3	担い手3法と発注事務
	4～6日	3	大規模災害発災直後における対応
	4～11日	8	道路計画
	9～13日	5	用地事務(土地)
	10～12日	3	木造建築物の設計・施工のポイント
	10～13日	4	交通まちづくり
	16～20日	5	建築設計
	16～20日	5	ダム管理
12月	17～20日	4	開発許可II
	24～26日	3	コンクリート構造物の維持管理・補修
	25～27日	3	公共建築設備工事積算(電気)
	2～4日	3	用地職員のための建物移転工法
	2～4日	3	PC橋の計画及び維持管理
	2～4日	3	ダム操作実技訓練 第4回
1月	2～11日	10	建築設備(電気)
	9～11日	3	ダム操作実技訓練 第5回
	16～18日	3	ダム操作実技訓練 第6回
	19～22日	4	建築物の維持・保全
	20～22日	3	ダム操作実技訓練 第7回
	26～29日	4	住民参加によるまちづくり
2月	27～29日	3	鋼橋設計・施工
	27～29日	3	ダム操作実技訓練 第8回
	28～29日	2	会計検査指摘事例から学ぶ
	3～5日	3	ダム操作実技訓練 第9回
8～10日	3	ダム操作実技訓練 第10回	

※ 研修時期・日数は変更することがあります。

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
TEL. 042 (324) 5315 FAX. 042 (322) 5296

※下記の県市町村振興協会では、当センター研修受講経費に対する県内市町村への助成制度が設けられ活用されています。
(青森県・岩手県・栃木県・群馬県・神奈川県・新潟県・富山県・山梨県・岐阜県・静岡県・奈良県・和歌山県・岡山県・山口県・徳島県・熊本県・大分県・宮崎県) ©詳細は、各県市町村振興協会にお問い合わせください。